

平成28年度 第1回杉並区外部評価委員会 次第

平成28年8月31日(水)午後3時～
区役所東棟4階 庁議室

1 委員委嘱

2 委員紹介

3 会長選出

4 区側出席者紹介

5 配付資料確認

6 報 告

(1) 平成26年度外部評価に対する対処結果について

(2) 平成28年度行政評価等の取組について

7 議 事

(1) 平成28年度外部評価の進め方について

8 その他

〈資料〉

- ・資料 1 委員名簿
- ・資料 2 事務局名簿
- ・資料 3 杉並区外部評価委員会条例
- ・資料 4 諮問書（写し） ※席上配布します
- ・資料 5 平成 26 年度外部評価に対する所管の対処結果
- ・資料 6 平成 28 年度行政評価等の取組について
- ・資料 7 行政評価におけるシステム活用と課題について
- ・資料 8 平成 28 年度外部評価の進め方について
- ・資料 9 評価対象施策等一覧

平成 28 年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第 8 期 : H28.8.31 現在)

氏 名	所 属
伊 関 友 伸 <small>い せき とも とし</small>	城西大学経営学部マネジメント総合学科教授
奥 真 美 <small>おく ま み</small>	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門委員 環境省行政事業レビューに係る外部有識者 東久留米市外部評価委員会委員
田 淵 雪 子 <small>た ぶち ゆき こ</small>	行政経営コンサルタント 総務省 政策評価審議会 委員 総務省の政策評価に関する有識者会議 委員 原子力規制委員会 行政事業レビューに係る外部有識者
倉 橋 暁 <small>くら はし さとる</small>	日本公認会計士協会 東京会杉並会副会長 公認会計士
山 本 清 <small>やま もと きよし</small>	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 国土交通省政策評価会委員 財務省政策評価懇談会委員

資料 2

平成28年度 杉並区外部評価委員会 事務局名簿

政策経営部長	白 垣 学
総務部長	関 谷 隆
政策経営部企画課長	松 沢 智
政策経営部行政管理担当課長	武 井 浩 司
政策経営部財政課長	齋 藤 俊 朗
総務部総務課長	都 筑 公 嗣
総務部人事課長	手 島 広 士
総務部経理課長	白 井 教 之
政策経営部企画課企画調整担当係長	佐々木 俊和
政策経営部企画課企画調整担当係長	有 坂 直 子
政策経営部企画課企画調整担当係長	刀 祢 平 麗 子
総務部経理課契約統括担当係長	岡 田 良 隆

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日
条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中	杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円
		委員日額 12,000円

「	杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
	杉並区外部評価委員会	会長日額 23,000円 委員日額 20,500円

に改める。

」

写

28 杉並第 2 9 5 6 4 号

平成 28 年 8 月 31 日

杉並区外部評価委員会

会長 様

杉並区長 田中 良

諮 問 書

区における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、貴委員会のご意見を承りたく、諮問します。

平成26年度外部評価に対する所管の対処結果

■ 施策評価 (6施策)(注:施策名は旧総合計画のもの)

No.	施策名	担当課	頁
1	災害に強い防災まちづくり	建築課	1
7	地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	産業振興センター	4
9	再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	環境課	7
11	環境を大切にする生活スタイルの促進	環境課	10
16	高齢者の在宅サービスの充実	高齢者在宅支援課	13
28	地域と共にある学校づくり	学校支援課	16

■ 事務事業評価 (3事業)

No.	事務事業名	担当課	頁
35	区政の広報	広報課	19
466	高校生奨学資金貸付	学務課	22
560	国民健康保険一般療養の給付	国保年金課	25

■ 財団等経営評価

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	28
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	30

施策評価 ①

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策 1 災害に強い防災まちづくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に拠点となる震災救援所(区立小中学校)周辺などの不燃化と木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。 ○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。
---------------------------	---

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区内建築物の耐震化率	83%	81.7%	95%
	区内建築物の不燃化率	49%	46.8%	60%
	雨水流出抑制対策施設の整備率	45%	46.0%	60%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	既存建築物の耐震診断及び耐震改修の件数は順調に伸びており、区内の建築物の耐震化率もほぼ目標値どおりです。不燃化率については、建築物不燃化助成制度などの取組により、阿佐谷南・高円寺南地区ではほぼ目標値どおりですが、区内全体では目標達成には厳しい状況です。 また、水害に対しては、都の河川・下水道整備と連携しながら、区道の透水性舗装や学校・公園等への雨水貯留浸透施設の設置を進めるとともに、民間への雨水流出抑制対策の指導や助成を行い、官民一体となった総合的な治水対策を推進しました。その結果、今年度の雨水流出抑制対策量は15,693m ³ 、平成2年度からの累計で270,489m ³ となり目標値を達成しました。さらに、豪雨時の水防活動や情報システムの計画的な改修等により、区民の安全確保に取り組みました。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・廃止
改善・見直しの方向 (中長期)	今後高い確率で発生が予想される首都直下地震などの大震災から区民の生命と財産を守るため、防災対策に区民の協力を得ながら、災害に強いまちづくりを推進していきます。建築物の耐震化や不燃化の促進には、既存建築物への耐震化支援・助成制度や震災救援所周辺等における建築物の不燃化助成制度の一層の活用を図るため、防災週間のイベント等を通じて各制度の啓発活動を積極的に実施していきます。特に阿佐谷南・高円寺南地区では、新たに導入した不燃化特区制度の活用を図り、木造密集地域の解消を促進します。さらに、災害時における道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、橋梁の耐震補強整備や長寿命化修繕などを計画的に進めます。 また、近年頻繁に発生する集中豪雨等の治水対策として、都との連携をより一層深め、河川・下水道の早期整備を図るとともに、雨水流出抑制対策の必要性や助成制度の周知に努め、河川管理施設の保全や水防体制の充実などにより、総合的に治水対策を推進していきます。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・廃止
施策内容への評価	<p>耐震診断及び耐震改修の件数は順調に伸びているとしているが、平成25年度の耐震改修率は計画(目標値)の57%に対し実績は39%である。耐震診断の結果をいかに耐震改修につなげていくか、一戸建てと集合住宅の区分や耐震強度不足等に応じた対策の検討が必要である。水害対策では雨水浸透施設の効果はあると思われるが区の助成の比率はわずかであり、助成以外の事業や施策の要因が大きいため、総合的な視点が重要ではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>施策目標が平成33年度の姿を書くとは評価表には記載されていないので、わかりにくい。成果指標の実績も、区内建築物の不燃化率は区全体の数値であるが、事務事業では取組地区内の不燃化率であり対応していないため理解が困難である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>橋梁の長寿命化と補強・改良では、今後どの程度の維持管理費用や架け替えが発生するかにより対策は異なってくる。水防対策に関しては現実にどれだけの水害が発生するかを想定して計画・目標を立てるのは困難であるものの、その体制整備や水防訓練は活動指標とできるし、また、被害からの復旧時間とか水防情報システムの維持管理の指標とかを成果指標にできるのではないか。平成25年度の委託費には投資的経費が含まれており修正が必要である。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○耐震改修率を上げていくため、耐震診断実施者に対する耐震改修への働きかけを強化することを検討します。また、一戸建てと集合住宅の区分や建物の耐震性能に応じた助成制度など、耐震化をより加速させるために効果的な耐震化支援事業の研究を行います。なお、事務事業(耐震改修促進)の成果指標である耐震改修率には、建替えや除却を行った件数が考慮されていないため、見直しも含めて検討します。</p> <p>○水害対策については、ご指摘のとおり、助成制度以外でも区が取り組む流域対策のメニューとして、区道改修時の透水性舗装、学校施設の雨水貯留・浸透施設の設置などのほか、民間の開発・建築に対する設置指導などがあげられます。今後も、これら関連する諸施策と連携を図り、総合的に対策を進めていきます。</p> <p>○不燃化率の指標については、昨年の総合計画の改定時に、施策指標を取組地域での不燃化率の指標に変更しています。これにより、施策評価表の成果指標についても取組地域での不燃化率となり、事務事業評価表の成果指標と同じ指標となります。</p> <p>○橋梁の長寿命化と補強・改良では、今後どの程度の維持管理費用や架け替えが発生するかにより対策は異なるため、20年度に実施した橋梁の定期点検結果を基に、各橋梁の健全度を把握し、今後の取り組みについてまとめた橋梁白書(25年3月)を策定しています。橋梁白書では、今後50年間の維持管理費を算出し、橋梁を延命化する予防保全的な維持管理へ転換することで、コスト縮減と架替えの集中解消(平準化)を図ることとしています。この橋梁白書に基づき、計画的に長寿命化・耐震補強等に取り組んでいきます。</p> <p>○水防対策の活動指標及び成果指標については、ご指摘を踏まえて水防態勢による活動・成果、水防情報システムの維持・改修による、良好な稼働状況などが分かり易く明示できるよう検討します。</p> <p>○施策評価表の施策目標年度の記載については、27年度の評価表から行われる予定です。また、委託費に投資的経費が含まれている点については、行政評価において、施設建設や大規模修繕等を委託して行う場合は「委託費」と「投資的経費等」の両方の欄に記載する取り扱いとなっていることによります。</p>
------	--

【所管課の対応結果(平成27年度実施結果)】

対応結果

○耐震化については、耐震診断後、改修工事等に進んでいない建物所有者に対して、区職員の個別訪問等による耐震改修への働きかけを行いました。平成28年度からは、木造建築物を対象に木造耐震アドバイザーの派遣を開始し、耐震診断から耐震改修へと次のステップに進むための支援を強化するとともに、木造集合住宅の住戸数に応じた加算助成の新設や、木造住宅密集地域内の耐震改修助成の拡充などを行い、区内建築物の耐震化を加速化させていきます。また、成果指標のうち「耐震改修率」には、建替えや除却を行った件数が考慮されていないため、これを外し、「区内建築物の耐震化率」のみを成果指標としました。

○水害対策については、助成制度に併せ、公共施設の雨水浸透・貯留施設等の設置、民間施設への雨水流出抑制対策施設の設置指導を行った結果、平成27年度実績では11,486㎡、平成2年度からの累計数値として295,878㎡(整備率50.3%)に至り、流域対策における目標整備率49%を上回りました。今後も関連する諸施策と連携し、官民が一体となり、総合的な治水対策を推進していきます。

○不燃化率については、今後も建築物不燃化助成や不燃化特区の助成制度の周知・活用促進に積極的に取り組み、不燃化率の増加を図っていきます。

○橋梁の長寿命化と補強・改良では、橋梁白書に基づき計画的に長寿命化・耐震補強等の設計・工事に取り組みましたが、契約不調により実績値は計画に届かない結果となりました。

○水防対策の活動、成果指標を、水防態勢の回数、要望対応件数、観測装置の保守点検回数、観測装置の稼働率に変更し、水防対策の実施状況をよりわかりやすく明示いたしました。

施策評価 ②

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策 7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

施策目標 (平成33年度の姿)	○区と区内産業団体等が一体となって様々な産業振興策を実施し、区内経済が着実に活性化してきています。 ○就労支援や起業支援等の取組により、多くの意欲ある現役世代等の就職が叶うとともに、若者等の起業が進んでいます。 ○地域の特性を活かした医療・福祉などの生活支援産業や、ICT(情報通信技術)・アニメなどの知的産業が成長してきています。 ○区内農業者による地産地消マーケットなどの取組が行われ、学校給食へ農産物が提供されるなど、都市型農業の持つ多面性が活かされるようになってきています。
--------------------	--

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	商店街への満足度	49%	60.3%	55%
	地域特性を踏まえた商店街事業の創出	2事業	3事業	10事業
	就職面接会によって区内事業者へ就職した人数	80人	78人	500人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	産業振興計画の改定(平成25年4月)や、産業振興基本条例の施行(平成26年4月)により、産業振興に向けた基盤の強化を図りました。 商店街支援では、防犯カメラの設置や装飾灯のLED化促進により、安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくりを進めるとともに、チャレンジ商店街支援プログラムによる複合的な支援により、挑戦意欲のある商店街の活性化に取り組みました。 また、産業経済団体やNPO等とともに「中央線あるあるプロジェクト」実行委員会を立ち上げ、情報発信やイベントなどの活動を通して、区外からの集客力を高めました。 平成24年12月に開設した「就労支援センター」の利用者数は、当初計画を上回る利用があり、利用実績は着実に増加しています。また、就労準備相談だけでは就職に至らない若者等への対応として、平成25年11月に「ジョブトレーニング室(すぎトレ)」を開設し、就労準備訓練や社会適応訓練による就労支援の強化を図りました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	産業振興計画や産業振興基本条例に基づき、事業者・産業経済団体・区民・区が共通認識を持って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目指して、次のような取組を進めます。 商店街支援については、全区画一的な支援策ではなく、個々の商店街の地域特性にあった複合的な支援を行うことにより、にぎわいと商機の創出につながる商店街の活性化に向けた支援を進めます。 農業の支援・育成については、地域の貴重な財産である農地の保全に結びつくよう、農業者の経営支援や農とのふれあいの場の創出、地産地消事業の推進など、都市型農業の支援に取り組みます。 就労支援については、景気の回復により雇用環境も回復の兆しが見えますが、若年層の完全失業率は高止まりの状況で推移していることから、相談機能や訓練機能の充実に取り組むとともに、平成27年度開始予定の生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業への対応を進めます。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>○施策目標として若者等による起業の支援が掲げられているが、具体の施策としては就労支援しか挙げられておらず、杉並という地域特性や魅力を活かした起業支援策が欠落しているように見える。</p> <p>○同様に、施策目標として地域の特性を活かした医療・福祉などの生活支援産業や、ICT(情報通信技術)・アニメなどの知的産業の成長が挙げられているが、こちらについても具体策が見えない。</p> <p>○以上の点に関する具体策の提示が求められる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○施策を構成する事務・事業ごとの評価を列挙するにとどまるのではなく、施策目標に対応する評価内容の記述とともに、施策を構成する事務・事業間のシナジー効果にも着目した記述が欲しい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○上の記載内容とも関連するが、事務事業相互の関連性やシナジー効果に配慮した個々の事務事業展開ならびに施策評価がなされるようになることを期待する。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○創業支援策としては、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に定めた創業相談や創業セミナーの開催、創業支援施設(いわゆるSOHO)の運営を行っています。また、平成27年度より見直し・充実を図る産業融資資金制度においても、杉並の住環境と調和した業種の創業・新事業展開に対する優遇を行うこととしており、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p> <p>○生活支援産業や知的産業は、小規模な事業所や自宅を仕事場とするなど、良好な住環境を保全しながら発展することが可能な分野であるため、広く「住環境と調和した杉並らしい産業」として産業振興基本条例や産業振興計画に位置付けています。</p> <p>上述した通り、これらの産業に対する産業融資制度上の優遇策を図るとともに、異業種交流会を開催しビジネスマッチングを支援します。また、区内企業への就労を促進することにより、杉並らしい産業の振興に取り組んでいきます。</p> <p>○今後は施策目標に対応した評価内容にするとともに、施策を構成する事務事業相互の関連性にも着目した評価を行っていきます。</p>
------	---

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果	<p>○平成27年度から産業融資資金制度を改正し、生活支援産業や知的産業などを含め、住環境と調和した業種の創業・新事業展開に対する利子補給の優遇を開始するとともに、異業種交流会の開催や、区内事業者の雇用開拓のための支援員を設けるなど、事業者支援と就労支援の両面から、区内産業の振興に寄与する取組を行いました。</p> <p>○平成27年度の施策評価表を作成するに当たり、区内事業者の求人と就労支援との連携や、農業と区内飲食店との地産地消の連携など、施策を構成する事務事業相互の関連性にも着目して記載するよう努めました。</p>
------	---

施策評価 ③

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策 9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が進み、各家庭や事業所においてエネルギーを自ら創出し、電力需要を賄う取組が定着するなど、地球にやさしい住宅都市づくりが進んでいます。 ○区立施設等における再生可能エネルギーの利用が拡大しています。
--------------------	---

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	太陽光発電機器設置数(太陽光発電機器普及率)	3,049件 (4%)	3,267件 (4.2%)	7,800件 (10%)
	区内太陽光発電による発電量	1,060万kwh	1,239.6万kwh	2,280万kwh
	区立施設の太陽光発電による発電量	11万kwh	8.2万kwh	21万kwh

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	太陽光発電システムの設置助成件数は着実に増加し、平成25年度末で累計1,967件となりました。区内戸建棟数に占める普及率は4.2%に達しており、区内のエネルギー自給率向上と低炭素化に貢献しています。 しかし、平成25年度の助成件数は305件で、前年度の514件から大幅に落ち込みました。これは東京都が太陽光発電システムを単独設置する方への助成制度を廃止したこと、また、固定価格買取制度の買取価格が年々下がっている影響が大きかったと考えられます。システム価格自体も下がってきており、一層の普及拡大を図るため、今後は定性的効果(停電時の自立電源として使える安心感など)のPRや、東京都が平成26年3月に新たに公開した「東京ソーラー屋根台帳」を活用した啓発を行うなどの工夫が必要となっています。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	平成25年6月に策定した「地域エネルギービジョン」に基づき、災害時の避難救援拠点となる区立小中学校に太陽光発電システムと蓄電池を設置し、普段は電力のピークシフトや環境学習に使用し、いざ大規模災害が発生した際には必要最低限のエネルギーを供給することで、同ビジョンが掲げるまちの将来像である「ふだんから災害に備えのある環境にやさしい安全で快適なまち」「いざ大規模災害が起きたときにエネルギーで困らないまち」をつくっていきます。 併せて、住宅都市という特性を踏まえ、住宅の屋根に太陽光発電システムを一層普及させるため、助成制度の対象拡大や東京都の「東京ソーラー屋根台帳」を活用した啓発など、事業の改善方法について検討します。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>本施策の活動指標が「太陽光発電システム設置助成件数」であるため、助成制度の縮小による助成件数の減少という結果が述べられているのであるが、3個設けられた成果指標の分析による最終評価に踏み込み不足の感が否めない。読み手として、今後の施策の展望がイメージしにくい印象がある。</p> <p>そもそも、助成金は財政措置を伴うものなので、本来、助成額は減らしながらも、区内エネルギーの自給率を高めるのが望ましい姿と思われる。</p> <p>また、施策の目的が再生可能エネルギーへの転換促進であるとするれば、助成以外の啓発活動、あるいは指導活動等の実績や課題について、もう少し記述されても良かった。</p> <p>「改善・見直しの方向」に記載されているところの、「いざ大規模災害が発生した際には、必要最小限のエネルギーが供給される」体制整備と、「いざ大規模災害が起きたときに、エネルギーで困らないまち」づくりのゴールとの間には、大きな隔たりがあるように感じられるが、その目標値や工程表に、もう少し具体性がほしいところである。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>再生可能エネルギー普及の重要性は理解できるものの、それがどのくらいの総量となり、電力需要に貢献しているのかが分かりにくい。投入した事業費に対しての成果及び充足度を把握するために、例えば、評価表Ⅰの成果指標「区内太陽光発電による発電量」や「区立施設の太陽光発電による発電量」は、「発電率」で示される方が区民にとって有益な情報となろう。</p> <p>同じく「区立施設の太陽光発電による発電量」の実績値が、3年間同数(8.2万kWh)で表示されており、発電機器の設置が増えておらず成果が無いのか、あるいは、増加量が僅少なため表示されていないのかが判然としない。成果として進捗状況が把握できる指標の工夫が必要であり、進捗していない場合にはその現状を明示すべきであろう。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>本施策を構成する唯一の事務事業である「地域エネルギー対策の推進」は、「創エネ」の推進と「省エネ」の促進と併せ持つ事業であるが、より有用な施策の実行を期すためには、防災や産業振興、環境保全など、所管課を超えた取り組みが必要であると考えている。</p>

【外部評価に対する所管の対応方針】

対応方針	<p>区は平成15年度から太陽光発電機器設置助成を実施し、普及は着実に進んでおります。施策目的は、区内のエネルギー自給率を高めることで、大規模災害に伴う系統電力停電時に自立電源を確保すること、また、環境負荷を軽減することであり、創エネルギー(再生可能エネルギー)、蓄エネルギー(蓄電池)、省エネルギー(高効率給湯設備等)を組み合わせることが有効です。このため、助成制度に必要な見直しを加えた上で、平成27年度以降、創エネ・蓄エネ・省エネ機器を「低炭素化推進機器」と総称して、設置費用の助成を継続する予定です。</p> <p>ご指摘のあった助成以外の啓発活動等については、現計画では施策11(環境を大切にす生活スタイルの促進)における取組内容と位置付けてきましたが、次期計画では本施策と施策11を統合し、一体的な取組として展開することといたします。</p> <p>「いざ大規模災害が起きたときに、エネルギーで困らないまち」とは、具体的には系統電力復旧までの間に、「テレビでの情報収集」「家族等の安否確認のため携帯電話の充電が可能」「夜間の最低限の照明確保」などができると想定しています。平成27年度以降3年間で震災救援所34か所に順次、太陽光発電機器と蓄電池を組み合わせ導入することとしています。その後も施設改築等の機会を捉えて、庁内の関係部署と密接に連携を図りながら、早期に全ての震災救援所に設備を備えていきます。</p> <p>再生可能エネルギーの指標については、ご指摘の趣旨を踏まえ、変更を検討いたします。</p> <p>また、指標「区立施設の太陽光発電による発電量」については、区立学校等の比較的大規模な施設を新たに建設する際に太陽光発電を設置していることから指標としましたが、平成23年度から平成25年度までにこのような施設の建設が無かったことから、発電量が増加しておりません。ご指摘のとおり、増加していない理由が判然としないことから、平成27年度からの新たな総合計画では、「区内太陽光発電による発電量」に統合いたします。</p>
------	---

【所管課の対応結果(平成27年度実施結果)】

対応結果

施策9「再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり」と施策11「環境を大切にす生活スタイルの促進」は、いずれもエネルギー由来の二酸化炭素排出量を抑制することで環境負荷軽減を図る事業を有しており、まちの美化啓発や環境学習支援とともに、新たに施策9「持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり」に統合しました。

再生可能エネルギーの普及を図るため、住宅や事業所において低炭素化推進機器(太陽光発電機器を含む創エネ・蓄エネ・省エネ機器の総称)を設置する場合の経費助成を継続しています。この結果、太陽光発電普及率は、区内戸建建物数ベースでは、5.1%に達しています。また、公共施設については、「いざ大規模災害が起きたときに、エネルギーで困らないまち」をつくるための取組として、所管を超えて学校整備課、営繕課、防災課と相談のうえ、平成27年度には震災救済所13所に設置しました。

設備の普及は、建物単体で行うこともできますが、拠点から周辺にエネルギーを供給する「面的利用」も効率的・効果的であり、今後、まちづくり部門等とどのような連携ができるか手法の検討を行います。

指標「区立施設の太陽光発電による発電量」については、「区内太陽光発電による発電量」に統合しました。なお、「発電率で示される方が有益である」とのご指摘につきましては、平成25年度ベースの区内電力消費量2,029,079MWhに対し、再生可能エネルギー発電量12,396MWh(いずれも推計値)であり、約0.6%と僅少であることから、発電率の採用は見送りいたしました。

施策評価 ④

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策 11 環境を大切にす生活スタイルの促進

<p>施策目標 (平成33年度の姿)</p>	<p>○区民・事業者が、暮らしや事業活動の中で、省エネルギー・省資源への積極的な取組を行っています。</p> <p>○区民・事業者・地域団体・環境NPO等の自主的・自発的な活動によって、生活環境の改善に向けた様々な取組が各地域で活発に展開され、ごみや吸殻のポイ捨てが減少するなど、まちの環境美化が進んでいます。</p> <p>○区民や環境NPO等により、子どもも大人も楽しみながら参加できる環境学習講座等が数多く提供され、多くの区民が環境についての理解を深め、自主的に環境行動に取り組んでいます。</p>
----------------------------	--

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	85%	79.3%	100%
	杉並区内の年間電力使用量	21.6億kwh	20億kwh	20億kwh

【所管による自己評価】

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)</p>	<p>省エネルギー機器の導入助成や省エネ相談などを前年度に引き続き実施したほか、環境団体、エネルギー事業者と区が協働で、省エネナビを活用した省エネ相談や区内事業所でのデマンド監視装置の運用など先進的な取組を行うことにより、家庭や事業所における省エネルギー意識の向上を図りました。</p> <p>また、安全美化条例による区内全域での歩きタバコ・ポイ捨て禁止の啓発活動や路上喫煙防止指導を継続的に行い、区の喫煙ルールの周知を図りました。地域清掃活動(クリーン大作戦)には毎年度1万人を超える区民や地域団体が協力し、まちの美化を支えています。</p> <p>区民向けの環境に関する講座・講習や区立学校への環境学習の支援をすぎなみ環境情報館で行ったほか、中学生環境サミットを開催するなど環境学習の充実を図りました。多くの区民や学校に参加・活用していただいたことで、環境への普及啓発に効果がありました。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>省エネルギー対策の推進については、区のエネルギー施策の新たな指針として「杉並区地域エネルギービジョン」を平成25年6月に策定しました。杉並区の地域特性に合わせた省エネルギー対策のきめ細やかな推進など、ビジョンの推進に向けて取り組んでいきます。</p> <p>環境学習の推進については、現在環境学習の拠点である「すぎなみ環境情報館」を区立施設再編整備計画に基づき、リサイクルひろば高井戸として利用している施設に移転します。その後、移転後の運営状況を踏まえ、運営のあり方について検討していきます。</p> <p>環境配慮行動の促進を図るため、区の広報やホームページによる周知のほか、さまざまな媒体を活用して啓発活動を進めます。また、地域や各種団体との連携強化による協働の推進や教育委員会と連携した環境教育の充実などに取り組んでいきます。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>本施策に関しては、行政が直接実施できることはある意味限定されており、区民に一定の経済的負担や生活上の制約を受け入れてもらい、環境意識を高め、政策の実行者とすることが成果であり、短期的な結果は出しにくい、継続した活動が重要となる。</p> <p>一方で、行政による強い指導力、規制により対処しなければならない環境問題も生じており、啓発活動に止まらず、私権の制限に配慮しつつ、実効ある法規制も取り込んでゆく必要がある、今後それらに対する取り組みについても期待したい。</p> <p>また、区民の意識の啓発が謳われており、区民の参加も求めているが、環境問題は区民の関心が高いテーマである一方、その進め方には様々な意見や利害対立があり、それらの意見に対しては丁寧に回答し、ともに活動を盛り上げてゆくことが求められよう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>本施策は継続的な啓発活動を中心に据えており、具体的な活動の内容、進捗状況、効果の測定が、記述、数値情報では十分に表現されにくいのはやむを得ない面がある。</p> <p>しかしながら、施策評価表 I では成果指標として「杉並区内の年間電力使用量」が絶対値で示されているが、これは必ずしも単純な増減量が成果の結果と言い得ないため、不適切な指標である。</p> <p>成果指標は改善につながるものでなければならず、たとえば杉並環境マップ等の利用が省エネ機器の助成に繋がった件数であるとか、路上喫煙防止に寄与した啓発活動の結果など、行政の活動が目に見える指標の研究が必要である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>事務事業439「安全美化条例に基づく生活環境の改善」で実施されている「管理不良な空き家」への対処は、近年全国的に問題となっているテーマであるが、具体的事業では情報収集・啓発指導に止まっているとのことである。国の立法も待たれるところではあるが、建築、防災、福祉等の所管を超えた連携を基に、まちづくりの重要事業として今後期待したい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>本施策における取組の効果は、短期的な結果を出しにくいことは指摘いただいたとおりと認識しております。そのため、継続した息の長い活動に取り組んでいきます。</p> <p>省エネルギー対策の推進については、計画事業の見直しと同時に評価指標を見直していきます。</p> <p>また環境美化活動の推進は、区民のマナーに関する事など対応が困難な案件もありますが、これまでの取組を継続して行うとともに、行政が行った活動の成果がより適切に把握できるような、区民にわかりやすい成果指標に変更することも検討します。</p> <p>環境学習の推進については、現在試行しているNPO団体と連携したごみ量削減運動の推進を継続し、効果を検証していきます。また、環境活動推進センターの移転開設を契機として、改築中の清掃工場との連携を図っていくなど、これまで以上に環境活動支援の充実を進めつつ、事業運営の在り方について検討してまいります。</p> <p>また、近年問題となっている、管理不良な空き家等に対しては、昨年制定された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、関連部署と連携を図った上で適切な対応を検討します。</p>
------	--

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果	<p>施策11「環境を大切にする生活スタイルの促進」と施策9「再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり」は、いずれもエネルギー由来の二酸化炭素排出量を抑制することで環境負荷軽減を図る事業を有しており、まちの美化啓発や環境学習支援とともに、新たに施策9「持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり」に統合しました。</p> <p>区民の環境意識を高め、環境配慮行動を促す面があることから、成果指標として区民意向調査に基づく「環境に配慮した取組を行っている区民の割合」を採用しました。</p> <p>環境学習の推進については、平成26年12月に高井戸地区に移転開設した環境活動推進センターを拠点に、近隣の高井戸地域区民センターや改築中の杉並清掃工場と連携した取組みが行えるよう、関係団体に申し入れを行いました。</p> <p>また、空家対策については、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関連部署との密な連携の下、管理不良な空家等に対する指導を強化しました。今後は、現在策定中の「杉並区空家等対策計画」に従い、空家の適正管理指導のみならず、空家の利活用等にも目配りした有効な空家対策を展開して参ります。</p>
------	---

施策評価 ⑤

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 16 高齢者の在宅サービスの充実

施策目標 (平成33年度の姿)	○高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、医療や介護、生活支援などが連携した包括的なサービスが充実しています。 ○在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、介護者支援サービスが充実しています。
--------------------	---

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	地域包括支援センター延べ相談者数	120,000人	129,634人	180,000人
	在宅介護を続けていけるとする介護者の割合	83%	73.0%	85%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	住み慣れた地域でその人らしい生涯が送れるように、対象要件の緩和を行うなど、利用者の使いやすい在宅サービスの充実が着実に進められています。サービスの種類によっては、利用者数の伸びが予想より低いものもありますが、多様なサービスを選択できることが在宅生活の可能性を広げています。また、高齢化が急速に進む中、支援が必要になっても、在宅での生活を支えるサービスが地域で提供できるよう、地域づくりを進めるためのモデル事業を実施しました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	「地域包括ケアシステム」を実現させるために、地域包括支援センターを中心とした地域づくりを推進します。 また、認知症対策は、認知症患者、介護者にとって大きな課題であり、地域、社会全体の問題と捉えて、支援していくことが重要です。 そのためには、地域に関わる多くの人たちが認知症に対する知識、理解を深めるとともに、認知症コーディネーター、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどが相互に連携し、認知症が疑われる高齢者の早期発見、早期対応に結びつけるとともに、徘徊などの問題行動に適切な対応をしていくことが必要です。 さらに高齢者の孤立を防止して、適切なサービスに結びつけるため、安心おたっしや訪問やあんしん協力員・あんしん協力機関などによる緩やか、かつ、重層的な地域における見守り体制の充実を目指します。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、杉並区の75歳以上人口は平成22年の6万1,572人から平成37年の9万5,815人に約1.55倍に増加することが予測されている。</p> <p>急激な高齢化に対応するために、高齢者の在宅サービスの充実を図ることは杉並区における最重要課題であると考えます。在宅サービスは、人が人に対して行うサービスであり、サービスを提供する人材の能力やモチベーションがサービスの質に直結する。在宅サービスを提供する医療・福祉人材の能力向上は喫緊の課題である。優秀な医療・福祉人材が杉並区で勤務できるように、職員のキャリア向上を考えた研修体制を充実させると共に、処遇の改善を図る必要がある。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>医療・福祉事業については、指標の達成率は医療・福祉制度のあり方によって大きく変わる。基盤整備のように機械的な達成を目指す必要がない場合も多い。必要なサービスを効率的に提供できるかについてチェックをする必要がある。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>在宅サービスを提供する医療・福祉人材の能力向上は喫緊の課題である。その中で、平成26年度のモデル事業として、区内3か所で地域包括支援センターの職員を4名から5名体制にし、地域の特徴を活かした取組を行い、毎月検討会を行ったことは先進的な取組として高く評価する。平成27年度以降、他の地域包括支援センターにおいても職員5名体制を確立し、その上で検討会を行うなど、センターの活動の拡大と職員の能力向上を目指した試みを行われることを期待する。</p> <p>介護保険事業者の支援としては、労働基準法で実施の義務づけのない非常勤職員への健康診断等を実施した事業者への助成、各協議会の実施する研修に対する講師代等の補助、介護職員のスキルアップ研修などに平成25年度実績で174万円が使われているが、金額として少ないと考える。職員のスキルアップを介護保険報酬で賄うことには限界がある。職員のスキルアップのための研修を中心に補助を充実させるべきである。職員のスキルアップへの投資は、杉並区の高齢者へのサービスの質の向上という形で返ってくると考える。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>区として、高齢化が急速に進む中、地域包括支援センター（ケア24）の業務は多岐にわたっていると認識しています。これまでも、事業に見合った人員配置ができるよう運営上の対応をしてきました。26年度は、地域づくりを推進するために、3つのモデル地域（成田、高井戸、方南）において、地域づくり担当を配置し取り組みました。</p> <p>また、地域包括支援センターの機能強化を区の実行計画の重点事業に位置付け、モデル地域における成果を検証し、27年度には全ケア24（20か所）に認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、医療と介護の連携機能を兼ね備えた「地域包括ケア推進員」を配置します。今後、2025年（平成37年）を目標に、ケア24と協働して、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</p> <p>取組にあたっては、各地域の特性を踏まえ、連絡会等を活用した状況の把握、進捗管理など行うとともに、職員の意識や能力の向上を図ります。</p> <p>職員のスキルアップに係る研修補助については、研修専門機関のノウハウを活用した研修内容の充実を図るとともに、東京都等が開催する研修への積極的参加を促すなど、研修機会の拡充に努めます。また、区の担当職員が講師として実施する研修については、事業者のニーズに即した内容となるように改善していきます。</p>
------	--

【所管課の対応結果(平成27年度実施結果)】

対応結果

○全てのケア24(20か所)に「地域包括ケア推進員」を設置しました。そして、連絡会等により、地域包括ケア推進員の取組状況を確認し、推進員がその業務を円滑に行えるよう調整しました。また、各種研修により、地域包括ケア推進員の能力向上を図りました。

【主な取組】

- ・地域包括ケア推進員連絡会 計32回
 - ・センター長会 計6回
 - ・生活支援養成研修、認知症コーディネーター研修等への参加
- 以下のとおり、研修内容の充実を検討し、多種多様な研修を計27回企画しました。そして、各連絡会等で研修への積極的参加を図り、計1331名が参加しました。

【主な研修】

- ・介護予防ケアマネジメント力の向上
- ・高齢者の権利擁護業務における相談支援の対応力の向上
- ・地域包括支援センターの主任介護支援専門員の役割・機能の整理

今後も、地域包括支援センターの後方支援を積極的かつ確実に実行し、区の地域包括ケアのレベルアップを図っていきます。

○介護保険事業者職員のスキルアップに係る研修については、現状の予算の範囲内ではありますが、企画から研修実施までを研修専門業者へ委託するとともに、研修内容等について、事業者団体も含めた打ち合わせを行うことなどで、より職員のスキルアップに資するよう内容の充実を図りました。

施策評価 ⑥

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 28 地域と共にある学校づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○地域の中にある学校に、さらに多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。 ○地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。 ○学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。
--------------------	---

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	地域運営学校の指定数	24校	23校	小中全校
	地域教育推進協議会設置数	2所	2所	4所

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	学校の適正規模の確保や学校施設の老朽改築を計画的に実施するとともに、小中一貫教育の推進にも配慮し、より質の高い学校づくりを進めるために、新しい学校づくりは重要な取組です。地域に支えられ、地域の声を活かした新しい魅力ある学校をつくるためには、教育環境整備と合わせ、地域と協働した学校運営を進めることが大切です。この間、地域運営学校(コミュニティ・スクール)が拡充され、地域に開かれ、地域に支えられた学校づくりが着実に進んでいます。家庭・地域・学校が一体となったよりよい教育の場に向け、青少年委員は、地域の核となり青少年の健全育成に大きな役割を担っています。教育環境の変化に柔軟に対応していくため、新たな視点での取組や活動の工夫を行うためにも、定例会や研修をさらに充実していく必要があります。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	従来は新しい学校づくりの検討対象を学校単位としていましたが、学校は地域コミュニティの拠点であるため、平成25年度に策定した新しい学校づくり推進基本方針では、著しく小規模な学校が存在する地域と学校の適正規模に満たない学校、校舎の老朽改築が必要な学校が複数存在する地域を検討対象として、新しい学校づくりを進めることにしました。 また、新しい学校づくりの取組にあたっては、これまでの学校適正配置や小中一貫教育の充実のほか、特別支援教育や地域防災機能など、地域や時代のニーズに即した課題の解決を図るための学校の多機能化についても、検討を加えながら進めています。 地域運営学校の成果検証調査の結果をもとに、学校運営協議会代表者会議でも課題や成果を積極的に共有し、これらを踏まえた上で今後も地域運営学校(コミュニティ・スクール)を効果的に運営し、拡充していきます。学校運営協議会経費も比例して増加する傾向にあります。今後、実態を把握し経費の見直しを行っていきます。 家庭・地域・学校・行政をつなぐ青少年委員については、その役割をわかりやすく提示していくとともに、それぞれが個々に活動するだけでなく、青少年委員協議会といった組織的な活動についても、各地域の実情に合わせた連携・協力について模索していきます。

【外部評価】

今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合
施策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の総合評価欄では、地域に支えられた学校づくりが着実に進んでいるとあるが、「子ども地域活動促進事業述べ参加者数」は対前年度△13%、計画に対する25年度の達成率も62.8%となっており、また、地域運営学校の指定校も目標に対し未達であり、指標の実績からは着実に進んでいるとは言いがたい。青少年委員に関しても、職務の重要性の認識を持って役割を担ってもらうことが必要とあるが、そのための定例会や研修会への参加率は目標に対し85.8%で未達である。 ・平成26年度には、杉並区地域運営学校の成果検証調査が実施されることとなっている。調査結果を有効に活用し、未達の要因を含めこれまでの取組の課題を検証し、取組の改善、拡充に努められたい。 ・「地域と共にある学校づくり」に係る仕組みについて、チラシやパンフレット等により周知が図られているが、現状の取組は個々の制度の説明にとどまっており、それぞれの制度の関係性がみえず、全体像が分かりにくい。 ・事業に対する意見には、名称が似た制度があることで制度の違いが分かりにくい、個々の制度自体についても役割や位置づけが不明確、といった声が挙げられている。 ・地域に発信していく方法について、個別に仕組みを説明するのではなく、ゴールに向けての手段という観点で全体を俯瞰する等、区民の視点でのさらなる周知に取組まれたい。
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の総合評価欄に記載されている内容は、「～重要な取組です」「～大切です」「～必要があります」などであり、評価とはいえない。「地域に支えられた学校づくりが着実に進んでいる」との記述についても前述のとおり取組の実績を踏まえた評価になっていない。 ・当該年度における活動が計画通り実施できたか、成果は達成されたかを、指標の実績をもとに評価すること。定量的に示せない場合は判断理由を明確にすることが必要。 ・事務事業評価では活動指標であったものが施策評価での成果指標として設定されているなど、活動指標と成果指標が体系立てられていない。活動の結果得られる効果を成果として指標化すること。
施策を構成する事務事業についての意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域と共にある学校づくり」を推進する観点からすると、施策25の「生涯の基盤を育む質の高い教育の推進」で実施されている‘学校支援本部’との体系だった取組が必要。施策28を構成する事業について、施策25との統合も視野に見直す必要があるのではないかと。 ・地域教育力の向上事業の事業実績欄の記載内容が24年度のデータであった。要修正。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に支えられた学校づくりについては、学校や地域の意向を踏まえながら進めており、平成25年度には、高円寺地域教育推進協議会の新規設置や地域運営学校の新規4所の指定を行うなど、着実に進んでいると考えています。 ○地域運営学校の指定については、平成24年度の指定が予定より1校少なかったことにより総合計画の目標が未達となっていますが、25・26年度は予定校数を指定しています。また、26年度には杉並区地域運営学校の成果検証調査を実施し、その結果をシンポジウムやホームページ等で広く公表するとともに、今後の制度の拡充に活用し、33年度の全校指定に向けて進めていきます。 ○子ども地域活動促進事業の延べ参加者数の減については、高円寺中学校区の子ども地域活動促進が25年度から地域教育推進協議会に移行したことによる減も含まれています。計画数値については、こうした状況の変化に応じて見直していきます。また、青少年委員の活動に関しては、青少年委員の定例会・研修会への参加意識の向上に努めていくとともに、青少年委員相互の資質向上のため自発的に組織されている協議会への支援も引き続き行っていきます。 ○「地域と共にある学校づくり」に係る仕組みについては、チラシやパンフレット等の作成に際して、区民の意見も参考に、大きな視点から俯瞰できるわかりやすいものになるよう今後改善を図っていくことで、より多くの区民の理解者を増やし、参画者のすそ野の拡充につなげていきます。 ○事務事業の活動指標と成果指標については、ご指摘を踏まえて検討します。また、事務事業評価表の誤記載については修正するとともに、今後、記載内容のチェックを行ってまいります。
------	---

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果	<p>○地域運営学校については、平成26年度に成果検証調査を実施し、その結果を教育シンポジウムやホームページにおいて広く公表しました。こうした中、平成27年度には新たに5校(杉並第二小、和田小、西宮中、新泉和泉小、和泉中)を地域運営学校に新規指定するとともに、平成33年度全校指定を目指し、平成28年度は4校としていた新規指定計画を6校として拡大を図ることとしました。</p> <p>○成果検証調査については、児童生徒、保護者等から概ね肯定的な評価が得られました。導入年数別の調査結果では5年以上の学校に対して肯定的な回答率が高い傾向があり、指定後、地域住民や保護者が学校に関わり、学校での学習環境を真に豊かにする学校支援が行われるには、一定の年月も必要なことから、指定直後も学校運営協議会の円滑な実施に向けた支援の充実を図ってまいります。</p> <p>○地域運営学校のパンフレットについては、学校評議員制度との違いが明確となるよう改訂し、学校支援本部のパンフレットについては、各本部の具体的な活動内容がわかるよう工夫しましたが、「地域と共にある学校づくり」に係る仕組みの全体像については、平成33年度までに全小中学校が学校評議員制度から地域運営学校へ転換していくに当たり、大きな視点から俯瞰でき、それぞれの制度の関係性がわかりやすいものになるよう改善を図ってまいります。</p> <p>○数値の誤りについてホームページ上のデータを修正するとともに、子ども地域活動促進事業の参加者数の減については、説明を追加しました。</p> <p>○平成27年度の行政評価の実施に当たり、事務事業評価と施策評価の各種指標について改めて検討を行い、地域住民や保護者の教育への関心や参画の広がりにより分かりやすい事務事業の成果指標として「地域教育連絡協議会及び地域教育推進協議会開催事業への参加者」などを設定するとともに、記載内容や表現について見直しを行いました。</p>
------	--

事務事業評価(施策を構成しない事務事業) ①

区政の広報 (No35)

事業の目的・目標	○区の施策や事業などの行政情報や地域のイベント情報、区民生活に密着した情報や区からのお知らせ・各種報告などについて、情報の発信を行うことで、区民の区政への理解の促進と地域の価値の向上を図る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○報道機関へのパブリシティ、広報紙の発行、ホームページなどの運用をはじめ、くらしの便利帳や区勢概要など区政情報誌の発行やケーブルテレビでの広報番組の制作など各種の媒体を活用して、行政情報を発信する。

		25年度計画	25年度実績	
指標	活動指標	広報紙発行部数	7,500,000部	7,281,200部
		報道機関への情報提供件数	280件	218件
	成果指標	ホームページ訪問者数	5,300,000件	5,310,070件
事業実績	<p>広報紙の配布やホームページからの情報発信、すぎなみニュースの製作などによって、区政の取り組みや区の魅力を区民に伝えていきます。また、区内への転入手続き時に、「くらしの便利帳」を配布し、区内施設の紹介や事業の案内を行いました。さらに、担当記者を招いての記者会見を開催し、区政の課題や主要施策の進捗よく状況を説明し、報道機関の紙面を通して、より広く区民に情報提供できるよう努めました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>平成25年度は広報紙・ホームページ・プレスリリースのメディアミックスを心掛け、「発信から到達へ」をテーマに各事業に取り組みました。広報紙1面と区長からのメッセージを連動させ、時期を逸することなくリリースを行いました。また、定例会前の記者会見を通じて政策報道に注力しました。平成26年度も引き続き区民の方々に情報が伝わるよう広報紙の配布場所の拡充、親しまれる広報番組の作成など、様々な工夫をしております。</p>
-------	--

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ○ 現 状 維 持 ○ 縮 小 ○ そ の 他
		II 事業の改善	○ 手 段 ・ 方 法 の 見 直 し ○ 実 施 主 体 の 見 直 し ○ 対 象 の 見 直 し
<p>協働を支える情報発信と区と区民とのコミュニケーション充実を図るため、区民が必要なときに必要な区の情報を得られるよう、区全体の広報を充実させます。そのため、メディアミックスを含め、見やすく分かりやすい広報活動を通じて、発信する情報の到達度を高めていきます。また、新聞発行部数やホームページのアクセス状況などのデータ分析に基づき、効果的で効率的な情報提供のあり方を研究し、取り組みます。</p>			

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他		
	II 事業の改善	○ 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	○ 対象の見直し
事業内容への評価	<p>○評価と課題欄にある、「発信から到達へ」をテーマに取り組んだことは評価できるが、区の活動である‘発信’については様々な取り組みがなされているものの、‘到達’について検証がなされていない。</p> <p>○‘発信’に係る活動について、広報紙発行部数が未達であるが、自己評価ではその要因分析がなされていない。</p> <p>○ホームページ訪問者数は計画に対し微増であるが、内容についての妥当性の検証はなされていない。</p> <p>○内容についての分かりやすさ、情報の提供方法等について、ホームページ上でのアンケート実施など、区民の意見を把握し発信方法の改善につなげる工夫が必要である。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>○報道機関への情報提供数について、区として、指標の実績(218件/目標未達)をどう判断しているのか不明。活動指標としては、定期的な(年度当初に計画された)記者会見への対応率とし、目標を100%とすると、評価に活用できる。</p> <p>○事業実績の内容から、活用指標案として、転入手続き時の「くらしの便利帳」配布率(目標値100%)、成果指標案として、報道機関の紙面掲載件数、等。</p> <p>○前述のHP上でのアンケート結果も成果指標として有効。</p>			

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>情報の到達に関しては、区民意向調査において、平成24年度から「区の情報伝達度」を新たに追加し、「広報紙のわかりやすさ」「ホームページのわかりやすさ」とともに、毎年把握し検証しています。いずれの項目も、平成25年度は前年度と比べると減少しましたが、平成26年度は広報紙をわかりやすいと回答した人の割合が69.7%、ホームページは44.4%、区の情報伝わっていると回答した人の割合は42.7%で、ホームページ以外は持ち直しました。しかし、傾向としては、右肩下がりの現状です。</p> <p>区から発信した情報が、区民にとって有効な情報なのか、わかりやすいものかを指標として、定量的な項目を持つことができていない状況です。当面は、現在の定性指標を活用するとともに、ご指摘をいただいたホームページでのアンケートや報道機関の紙面掲載率を成果指標にすることなどを検討していきます。</p> <p>広報紙は主に新聞折込で配布を行っています。そのため、新聞購読率が減少傾向にある中、コンビニエンスストアや新聞販売店など、新たな配布場所の確保などに努めています。しかし、若い世代を中心にインターネットの利用者も急速に増えていることから、区ホームページからの情報提供についても拡充を進めていきます。</p> <p>また、報道機関への情報提供は、目標に大きく届かない結果となりました。新聞やテレビの影響力や到達力は、広報紙にも優るものがあると認識していますので、情報収集の方法を検討し、より多くの情報提供ができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、事業の効率性については、事業の進行管理を含め、毎月、課全体の月報を作成しています。月報は、仕事量を図るとともに、課内の情報共有のツールともなっていて、効率性の向上を作成目的の一つにしています。また、コストの削減に向けては、毎年の予算見積もりでは、すべての事業を見直しています。25年度では、広告収入の活用についても、調査研究を行いました。</p>
------	---

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果

○外部評価委員会の指摘を受け、区民意向調査の「区からの情報発信の到達度」を事務事業評価の成果指標に加えました。調査の結果は、「伝わっている」と回答した方の割合が36.8%となり、調査以来低下傾向にあります。これは、近年、区民の区政への関心の高まりに伴い、区の情報提供に求めるレベルが質・量共に高まっていることが背景にあると思われます。今後は、広報専門監の活用などにより、より伝わりやすい広報の実現に向け、現状分析・調査研究を行っていきます。また、今後の調査に向けては、重要施策や新たな取組など優先順位を定めて、そのことが伝わっているかを聞くなど、回答しやすい設問を工夫していきます。

○情報提供の拡充では、広報すぎなみ9月1日号を全戸配布し、広報媒体の周知、広報紙の入手方法などをPRしました。また、ホームページをリニューアルし、年齢・国籍・障害の有無に関わらず利用しやすいサイトづくりに取り組みました。さらに、若年層の利用が多いスマートフォンでも閲覧できるユーチューブでの動画配信を開始しました。

○「発信から到達へ」を目指した取り組みとしては、課内の組織の見直しとともに、民間での広報や宣伝・デザインなどの経験豊富な「広報専門監」設置に向けて公募を行いました。申込期間までに、24名からの応募があり、課題選考や面接を行い3月に候補者を決定しました。

○報道機関への情報提供は198件で、目標の250件を達成することはできませんでした。が、今後は数値目標だけでなく、報道機関に取り上げられる頻度が高い重要施策に関する記者会見などにも注力していきます。

○コスト削減では、広報紙・ホームページに広告の掲載を始めました。また、くらしの便利帳では、民間事業者と協定を締結し、発行・配布のすべてを広告で賄いました。広告の活用による、歳出抑制効果としては、およそ7,000万円となりました。

事務事業評価(施策を構成しない事務事業) ②

高校生奨学資金貸付(No466)

事業の目的・目標	○経済的理由で修学が困難な区民に、勉学に必要な資金の一部を貸し付けることで、社会のために有為な人材を育成する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○経済的な理由により修学が困難な高等学校等の入学予定者及び在学生本人に対して、入学準備金と在学中の月額奨学金を無利息で貸し付ける。 ○返済期間は卒業の翌年から10年以内

		25年度計画	25年度実績	
指標	活動指標	貸付件数(中学生及び高等学校等在学生)	265人	210人
		貸付額(入学準備金及び月額奨学金)	74,020千円	59,952千円
	成果指標	(代)貸付率	4%	4%
		償還率	39%	37%
事業実績	奨学金の利用者は、入学準備金利用者は50名で、前年に比べて減少しました。 また、月額奨学金利用者は160名で、減少傾向にあります。 奨学金の返還については、納付センターを活用した電話架電をはじめ、高額滞納者又は長期未入金者の債権管理・回収の一部を民間事業者に委託し、改善を図っています。委託額9,851千円に対し、19,077千円を回収しました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	就職難などの影響により、返済が滞る方が増加傾向にあります。 負担の公平性確保の観点から、引き続き、納付センターや債権回収業者の活用を図りながら、債務者に対する償還の勧奨及び適切な債権管理を行うとともに、さらには返還対策の強化を図る必要もあると考えています。
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他
		II 事業の改善	● 手段・方法の見直し ○ 実施主体の見直し ○ 対象の見直し
	近年、貸付希望者数は減少しているものの、特に私立高校進学者の教育費用は増加傾向にあります。 貸付制度自体は維持する必要があると考えておりますが、他の類似した制度がある中で、実態に即した内容への見直しは必要であると考えています。また、新資金貸付システム導入の検討を行い返還率の向上に取り組んでまいります。		

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ その他		
	II 事業の改善	● 手段・方法の見直し	● 実施主体の見直し	○ 対象の見直し
事業内容への評価	<p>成果指標(1)に用いられている貸付率(人数)は、ほぼ横ばいということであるが、平成22年以降では毎年、実績額が計画値を下回っている。</p> <p>その理由は、都道府県による就学支援制度の利用による希望者の減少ということ、むしろ望ましいことと思えるが、杉並区の奨学金制度が、募集人数の制限等による都道府県奨学金の補完的制度とするならば、制度利用基準を満たす貸与希望者がどのくらいの割合で貸与が実行されているのか、興味のあるところである。</p> <p>一方で成果指標の償還率をみると、平成22年以降毎年低下しており、かつ償還実績額も計画値を下回っている。また、滞留債権の回収委託費が回収額のほぼ半分に及ぶ。</p> <p>この40%を下回る償還率が正常な範囲のものであるか否か判断しかねるが、現年度分と過年度分を分けるとか、他の奨学金制度や自治体の事例等を踏まえた分析情報の付記が必要と考える。</p> <p>手段・見直しの方向として、「他の類似した制度がある中で、実態に即した内容への見直しは必要である」と述べられているが、奨学金の受給の受け易さと償還金の収納率の向上を両立させる双方の工夫に配慮し、喫緊の課題として取り組む必要がある。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>成果指標(1)に用いられている貸付率(人数)は、計画値と実績値が同額である一方、達成率は100%を下回っている。表示単位(%)に小数点以下の表示をして、微妙な差異も明示する方が読みやすい。</p> <p>成果指標(2)の償還率についても同様で、昨年までは小数第一位まで表示されていた。</p> <p>活動指標に用いられている(1)貸付件数と(2)貸付額は、貸付単価に変動が無ければほぼ比例するもので、重複した指標であるともいえる。貸付件数が代替指標とされているのであろうが、たとえば、奨学金申込希望者に対する新入学貸付者数といった指標は、活動指標には成り得ないだろうか。</p>			

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○新入学生徒のうち、奨学金の貸付を希望している生徒の割合や、さらにそのうち杉並区高校生奨学資金貸付を希望している生徒の割合を把握することは困難ですが、杉並区高校生奨学資金貸付の利用基準を満たす貸与希望者(申込者)については、毎年100%の貸付となっており、受けやすい制度になっていると考えています。</p> <p>○償還率が40%を下回っていることについては、望ましい状況ではないと考えており、償還率向上に向けて、新たに貸付資金管理システムを平成27年3月から導入し、それによる事務軽減分を返還業務に充て、電話交渉や自宅訪問の実施回数が増など強化を図るほか、区では回収困難となっている債権については、債権回収業者への委託を継続します。</p> <p>なお、業者委託については、区では回収困難な方を対象に委託し、専門的な現況調査等を実施していることから、委託費については適正であると考えています。</p> <p>○奨学金の受給の受けやすさについては、必要な人が申請できるよう広報への掲載をはじめ、区立中学校3年生に対して、奨学金制度の案内を学校を通じて配布しています。</p> <p>○制度の見直しについては、国や都による高校の就学支援金制度が充実してきていることから、今後、利用者の状況等も考慮しながら、貸付額の縮小や対象者の見直し等、奨学金制度のあり方を検討していきます。</p> <p>○成果指標については、今後、年度による差異が分かるように小数点第一位まで表示することとします。</p>
------	---

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果

○平成28年度入学生の申請については、利用基準(所得基準)を満たす希望者全員に貸付を行いました。身近な区役所で申請ができることや、申請受付期間(1月～3月上旬)が、東京都育英資金貸付の予約募集(5月～9月)に比べて遅いことから、利用しやすい制度になっています。

成果指標(1)に用いてきた貸付率は、高等学校等に進学した新1年生の数を分母とし、杉並区奨学資金の貸付を受けた新1年生の数を分子として算出していましたが、貸付者数の増加が本事業の目的ではないこと、また、利用基準(所得基準)を満たす希望者全員に貸付を行っていることから、成果指標から除きました。

なお、平成27年度の中学3年生を対象にした東京都育英資金の予約募集について、募集人数枠に対する申込者数は約8割となっています。

○平成27年度の償還率は43.9%となりました。回収が困難な案件について、民間の債権管理・回収事業者に委託することで効果を上げています。その他、納付センターによる納付案内や職員による夜間訪問などを実施しました。

○平成28年度入学生の申請に際して、例年どおり、12月に広報すぎなみ及び区公式ホームページに掲載したほか、区立中学校3年生全員へのパンフレット配布や、中学校へのポスター掲示を行い周知しました。

○貸付件数及び金額は近年減少傾向にあります。子どもの貧困が問題となっている中、高校生等への修学支援制度の一つとして杉並区奨学金が利用されていること、また、平成27年度実績では、ほとんどの利用者が限度額までの貸付を希望していることから、現行制度を維持します。

高校等卒業時点で債務を負ってしまうことから、区の奨学資金だけでなく、国や都の給付制度である「就学支援金」や「奨学給付金」、「授業料軽減助成金」の周知に努めていきます。

○平成27年度の事務事業評価から、成果指標(償還率)については、小数点第一位まで表記しています。

事務事業評価(施策を構成しない事務事業) ③

国民健康保険一般療養の給付(No560)

事業の目的・目標	○被保険者の医療費負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにする。また、医療費の適正化を図る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○被保険者の疾病・負傷に関し、医療機関等が行う診療・治療・手術等の現物給付(役務の提供)に対して、医療費の保険者負担分を支払う。

		25年度計画	25年度実績
指標	活動指標	給付件数	2,141,615件
	成果指標	(代)被保険者1人当たりの費用額	182,772円
事業実績		件数、及び事業費ともに前年度に比べ増加しています。また、件数等の伸びに対し、一人当たりの費用が伸びています。	

【所管による自己評価】

評価と課題	国民健康保険の加入者は毎年減少していますが、一人当たりの医療給付費は、医療の高度化や加入者の高齢化等を要因として増加傾向が続いています。平成25年度から、被保険者に後発医薬品の差額通知送付や柔道整復師等の療養費に関して、施術内容の患者照会の実施等、医療費及び療養費等の給付の適正化にむけた取組を始めました。今後も、国保の制度改革や国の医療費適正化に関する取組の動向を注視し、医療費抑制に向けた事業の推進や的確なシステム改修、制度改革の区民周知などを行い、円滑・適正な事業の運営を図っていきます。
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
	医療費及び療養費等給付の適正化の推進について、保険者の取組が求められています。国においては、国保保険者の都道府県への移行が検討され、今後、給付業務の実施主体の見直しが図られることも考えられます。		

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他		
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し
事業内容への評価	<p>医療の保障と医療費の低減という困難な課題を持つ事業であるが、保険制度、被保険者の属性や行動によって大きく医療費は変動する。医療の高度化や被保険者の高齢化によりどのように変化したのかの分析も必要である。他の区との比較も有用である。計画と実績の対比では事業費及び給付件数とも実績が下回っているから、計画の目標管理としては成功しているとも評価できる。計画数値の妥当性や根拠に遡った検討が必要ではないか。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>事業費は平成24年度より増加しているが、件数は下回っている。それでも被保険者1人当たり費用が増大しているのは、1件あたりの医療費が高額になっているからと思われる。被保険者当たりの給付件数も医療サービスの量的水準を見る意味で、経費と並び有用ではないか。保険者の具体的な取組との関係がわかるような評価が重要と思われる。また、1件当たりの事業費が高額になる医療の予防措置に向けた中長期の取組も必要であり、高額医療費の給付件数に占める割合も指標として考慮されてよいのではないか。</p>			

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○ご指摘のとおり計画数値の妥当性や根拠に遡った検討は、必要と考えております。当該事業は、近年の医療費の増加及び社会保障制度の変革の動向から、医療費の適正化に視点を置いた事業運営が求められています。医療費の変動については、27年度中に疾病別や年齢別、他区との比較等の医療費分析を実施する予定です。28年度以降は、その結果も参考に計画数値の算出方法を検討していきます。</p> <p>○ご指摘いただいた被保険者1人当たりの給付件数及び高額療養費の給付件数に占める割合は、経年で微増しております。当該事業を評価する指標としての有用性について検討していきたいと考えます。</p> <p>また、保険者の具体的な取組との関係がわかるような評価は、重要であると認識しておりますが、療養の給付事業に関連して取り組む事業として、ジェネリック医薬品差額通知や柔道整復等療養費の患者照会、特定健診事業等は、別事業の中で評価しているため、本事務事業と一体的に評価することはしませんでした。</p> <p>今後は、上記に記載した国保の医療費分析とそれに基づくデータヘルス計画策定の中で、ご指摘いただいた評価及び医療費の予防措置に向けた中長期の取組等を検討していきます。</p>
------	--

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果	<p>新たに成果指標として、被保険者の年齢構成の変化を加味した医療費の動向をみる指標として、地域差指数を追加します。「地域差指数」は、地域の一人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違による分を補正し、指数化(全国を1)したもので、自治体間比較が可能となります。平成25年度杉並区地域差指数は0.933で23区では1位となっています。</p> <p>また、平成27年度に作成した杉並区国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の実施・検証・見直し(PDCAサイクル)を推進していく中で、被保険者の医療費の動向も評価していきます。</p> <p>さらに、KDBシステムの導入により、医科における受診率や1件あたりの医療点数の東京都及び同規模保険者との比較が可能となり、このようなデータ分析結果も活用してまいります。</p>
------	--

財団等経営評価に対する外部評価 ①

団体名	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	担当部課	保健福祉部管理課
事業目的	杉並区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	顧客	区民、各種施設・団体
事業内容	<input type="checkbox"/> 法人運営事業 <input type="checkbox"/> ボランティア・地域福祉推進事業 <input type="checkbox"/> 地域福祉権利擁護事業 <input type="checkbox"/> あんしん未来支援事業 <input type="checkbox"/> 住民参加型在宅福祉サービス事業	<input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> 助成事業 <input type="checkbox"/> 貸付事業 <input type="checkbox"/> 歳末たすけあい運動	
区（二）による評価	<p>杉並区社会福祉協議会は、日常生活の自立支援やボランティア活動の促進など、様々な地域課題に取り組んでおり、平成25年度は、平成26年度から5年間の実施計画を策定した。また、委託事業を含めたほぼ全ての事務事業についての評価を実施していることは、新たな実施計画を着実に推進し、方向性を確認するとともに、業務の効率性やコスト削減に向けた検証に役立つ重要な取組であり、評価する。</p> <p>一方で、平成27年度には、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度改正が予定されており、多様化する福祉ニーズを的確に捉え、社協ならではの取り組みとして対応していくことが求められる。</p> <p>今後は、新たな実施計画を着実に推進するとともに、事務事業評価において、区の方針、全国及び東京都社協の動きや、福祉関連法令の動向をよりタイムリーに反映させ、中長期的な事業の方向性や各年度の指標を定めるなど、評価の質を高め、評価結果に基づく適正な人員配置、効率的な運営に努め、地域に根ざした事業展開を期待する。</p>		
外部評価			
対経営状況に対する評価	<p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、杉並区の75歳以上人口は平成22年の6万1,572人から平成37年の9万5,815人に約1.55倍に増加することが予測されている。急激な高齢化に対応するために、地域福祉・地域包括ケアの推進は杉並区における最重要課題であると考えられる。</p> <p>財務状況は悪化したものの、地域福祉活動推進事業強化のために増員したことは評価できる。</p> <p>厳しい財政状況ではあるが、財政のやりくりをして地域福祉部門に対する更なる増員をすることを期待する。</p>		
評価表記入方法	<p>福祉事業については、指標の達成率は医療・福祉制度のあり方によって大きく変わる。基盤整備のように機械的な達成を目指す必要がない場合も多い。必要なことは、必要なサービスを効率的に提供できるかについてチェックをすることである。</p> <p>次年度の経営評価については、増員1名分がどのような成果を生んだかなど、住民にとって地域福祉の向上の変化がわかる記述を期待する。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針	
【経営状況に対する評価への対処方針】	<p>急激な高齢化に対応するために、地域福祉・地域包括ケアの推進は重要課題であると認識しています。</p> <p>人員配置については、事務事業評価の結果を踏まえるとともに、平成27年度から受託事業者として新たに事業展開する、『生活困窮者に対する自立支援事業』の運営状況にも注視し、適切かつ効率的な事業運営にふさわしい社会福祉協議会の体制づくりに向けた、必要な助言・指導を行っていきます。</p>
【評価表記入方法などの評価への対処方針】	<p>来年度の経営評価では、効率性及び「住民の地域福祉向上の変化」の視点から、常勤職員の増員による成果も含めて評価できるよう、活動指標・成果指標を再検討します。</p>

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果	<p>【経営状況に対する評価への対処結果】 平成27年度から受託した生活困窮者等自立支援事業については、事業開始当初から想定以上の相談があり、適切な事業運営がなされるよう福祉事務所等と連携を取りつつ助言を行うとともに、平成28年度予算編成時において、適切な事業運営体制が整うよう社会福祉協議会との協議を行いました。</p> <p>【評価表記入方法などの評価への対処結果】 活動指標・成果指標については、平成27年度に生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度改正が行われることを踏まえ、平成26年度から自主事業として開始した福祉なんでも相談、平成27年度から受託事業として開始した生活困窮者等自立支援事業を指標として捉えるべきとの考えを持って検討を行い、平成28年度経営評価に反映することといたしました。</p>
------	---

財団等経営評価に対する外部評価 ②

団体名	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	担当部課	環境部環境課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・リサイクルに関する諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。 ・区民の生活環境の向上を図るとともに、活動を通して地球環境の保全、ひいては地球温暖化防止の一助となる事業を展開していく。 	顧客	一般区民
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全及びリサイクルに関する普及啓発 2. 同情報の収集及び提供 3. 同調査研究 4. 集団回収の推進 5. 家具、衣料品等のリユース 6. エコ商品の普及 7. フリーマーケットの運営 8. 市民、他団体、事業者、行政とのネットワークの構築並びに連絡調整 		
区による評価 (二次評価)	<p>定性評価全体からはバランスの取れた経営状況と見えるが、健全性、効率性の各項目の評価が低い点や、財務状況で経常収支が連続してマイナスとなっている点については、団体の経営上重要な項目であり、早急に改善することを期待する。</p> <p>改善に向けては、自主事業全体の収益改善に向けた取組が喫緊の課題であると思われる。安定的な自主事業収入を確保するため、リサイクル家具の販売やエコマーケットの事業手法に新たな視点を取り入れ、広報・PR活動の充実以外の具体的な事業展開を図っていくことを強く求めたい。</p> <p>なお、団体が受託している「すぎなみ環境情報館」は平成26年度中に高井戸へ移転し、名称も「環境活動推進センター」に変更されることとなるが、環境団体と協働して、区民からの要望が高いエネルギー関連の講座の充実を図る等、区民ニーズに沿った多岐にわたる環境事業を実践し、区内の環境活動における中心的な役割を果たすことを期待したい。</p>		
外部評価			
対経営状況 評価に	<p>○平成25年度は前年度よりも総収入が660万ほど増加したにもかかわらず、総支出も同様に前年度よりも630万ほど増え、結果として赤字決算となってしまっている。総支出を前年程度に抑えられていたならば、赤字からの脱却が可能であったはずであるが、そうできなかった原因はどこにあるのか、本団体および所管課のいずれによっても具体的な言及・説明がなされていない。総支出では総事業費、総管理費、総人件費のすべてが前年を上回っており、なぜそのような結果になったのかを明らかにする必要がある。家具等の販売に係る広報・PR活動の充実を図ったことによるものなのか。いずれにしても、明確な原因究明と具体的な解決策の提示が求められる。</p> <p>○また、経営分析Ⅱの経済性に係る指標の「同種の事業形態、同規模の他団体を業績向上の比較対象として設定し、業績改善の努力を行っているか」については、「△」という経営分析結果となっているのに対して、本団体は「類似団体が無いため、比較は難しい」としているが、同区内に類似団体が無いにしても、他区や全国でみれば存在するはずである。当初から調査する意志がないことは問題であり、よりより事業運営、経営改善につなげていくためにも、他団体の状況調査を踏まえた改善策の検討がなされることを期待する。</p>		
評価 など表 の記入 評価 方法	<p>所管課には、経営分析Ⅱのなかで特に「△」となっている指標について、より踏み込んだ言及と改善等の指摘をしていただきたい。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針

同団体においては、取り組んでいる個々の自主事業の見直しが十分に行われておらず、単年度収支において赤字が発生した際には、団体の繰越金を取り崩していました。このことは事業全体の継続性の観点から望ましい状態とは言い難いと思われます。今後は各事業単位での収支の詳細を明確にした上で、団体として自己評価を行い、得意とする分野と弱い分野を明確にすることが求められます。その上で、赤字事業は原因とその見直し策を、黒字事業は収入を安定的にすると共にさらに増加する策を検討するなどコスト意識を醸成していきます。

更に、ご指摘いただいた、他区や全国の類似団体との比較に基づく改善策の検討については、速やかに実施されるよう、団体に対して働きかけます。団体が打ち出す改善策から、経営分析Ⅱの「△」評価の改善効果を検証し、実効性があるものになるように区として支援するとともに、事業実施時のコストの削減に関する努力が、団体内部に効果的に反映していく「しくみ」づくりの工夫など、団体を取り巻く諸環境を適切に分析したうえで経営改善に向け、対応していきます。

【所管課の対処結果(平成27年度実施結果)】

対処結果	<p>平成26年12月、杉並区立再編整備計画に基づき、環境情報館が「環境活動推進センター」に名称変更のうえ、荻窪から「リサイクルひろば高井戸」が入居する高井戸の民間ビルに移転しました。このことに伴いリユース家具販売に関する自主事業の環境が大きく変化したほか、販売面積は55%減となったほか、家具倉庫・修理工房の井草への移転による配送・修理作業の非効率化・事務量の増大等の影響を受けました。</p> <p>平成27年度は、このような変化に対し売上げ増を図るため、営業日及び営業時間の拡大、フェアの実施、倉庫保管家具の写真による販売等の対策を講じ、26年度に比べ来館者は約7,000人(17.5%)、販売収入は約90万円(3.4%)の増となる経営改善を図っています。</p> <p>今後は、高井戸移転から1年を経過したことから、事務や作業工程の課題・方向性を検証するとともに、コスト意識の醸成を図るため月例会議等の機会をとらえた場での情報共有に努め、更に、28年度からスタートした第3次中期計画(当法人の事業計画)に基づく目標管理の徹底に取り組むよう促していきます。</p> <p>また、類似団体との比較調査は、27年10月、東京、神奈川、静岡、新潟などで活動する8団体に対し実施しました。リサイクルショップ事業運営や資源回収、環境教育、リユース食器の貸出、フリーマーケットの運営など当法人と同様の事業を行っている団体を選び調査を行いました。いずれの団体も自治体からの委託により運営をしており、事業方法の改善や見直しの参考となる有益な情報を得ることはできませんでした。これらのことから、28年度は、23区内の類似団体について調査を検討しています。</p>
------	---

行財政改革推進本部
平成28年4月22日

平成28年度 行政評価等の取組について

I 平成27年度の主な取組

- 行政評価システムを導入するとともに、職員説明会にてシステムの操作説明を行い、データの正確性の確保や評価作業の効率化などの効果が得られた。
- 評価対象である平成26年度の区の取組について、評価体系による施策評価・事務事業評価を実施し、6団体について財団等経営評価を実施した。
- 外部評価については、6施策及び施策を構成しない事務事業2事業について、施策・事業の目的や指標の適切性、改善・見直しの方向性、評価表の記入方法等に視点を置いて実施した。また、財団等経営評価対象の2団体について事業目標達成に向けた取組の効率性・計画性や評価表の記入方法等について外部評価を実施した。
- 外部評価の参考とするため、外部評価委員会において施策評価担当課等へのヒアリングを実施し、質疑を踏まえた外部評価を行った。また、ヒアリングや外部評価委員会での質疑・指摘については、各課において今後の事業展開及び職員の評価技術向上の参考とした。

II 平成28年度行政評価等の取組方針

1 行政評価の目的

行政経営の質の向上を目指し、以下の目的により行政評価を実施する。

① 総合計画の進捗状況、達成度の把握

基本構想の実現に向けて、総合計画・実行計画の進捗状況、達成度を把握し、事業の見直しや予算に反映させる。

② 職員の政策形成能力の向上

評価の作業プロセスを職場内で共有し、PDCAサイクルに基づいた事業運営を進めるとともに、多くの職員が評価(Check)と改善(Action)に関わることで意欲を高め、政策形成能力の向上を目指す。

※Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

③ 説明責任と区政の透明性の確保

区の活動内容(経営状況)を公表することにより区政の透明性を高め、区民への説明責任を果たすことにより、協働によるまちづくりを進める。

2 行政評価の実施

(1)行政評価システムの運用

平成27年度に導入した行政評価システムの運用により、評価作業の効率化により作業負担軽減を図るとともに、事業の質の向上や区民サービスの向上に繋げていく。

(2)評価対象・体系

- 全ての施策、事務事業を対象とする。(別紙参照)
- 総合計画(第2段階「ステップ:平成27年度～30年度」)の施策体系に基づく評価を行う。第2段階の初年度であることから、施策の体系変更やこれまでの取組状況等を踏まえて評価を行う。
- 実行計画事業を含む事務事業及び平成27年度主要事業について、重点的に評価を行う。
- 予算執行等の便宜上設けられた事務事業、内部管理事務や施設の維持管理費のみを内容としている事務事業については、評価項目を執行状況やコストの把握のみとした簡易な評価とする。

(3)評価の進め方(取組の視点)

評価能力の向上を図り、適正な評価を行うため、以下の視点で取り組むこととする。

- 各職場において、仕事の質や効率性の向上について意識しながら十分に議論する。
- 事務事業評価については、所管する課長が責任者として評価内容を確認する。各課長が評価内容を確認する上での留意点について、各部課長会において企画課から説明を行う。施策評価については、各部の二次評価部門を中心に部内で十分調整し、評価結果を共有する。
- 事務事業は、事業の目的・実施状況、指標の達成状況を踏まえて評価する。活動指標・成果指標については、当該事業の目標の達成状況を的確に表すものとし、状況の変化等に対応し適宜見直すこととする。
- 施策は、事務事業との関連性に留意しながら、指標の達成状況を分析したうえで評価する。

(4)評価結果の活用

- ① 区政経営報告書(主要施策の成果、総合計画・実行計画の進捗状況、歳出決算一覧)に活用する。
- ② 行政評価システムに評価データ抽出機能を追加し、データを有効に活用する方法を検討する。

- ③ 各部課において評価を踏まえた事業等の見直しを進め、平成29年度予算の検討に反映させる。

3 財団等経営評価

- (1) 杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の6団体について、各団体による一次評価、団体を支援する区による二次評価を実施する。
- (2) 評価は、各団体においてコスト意識を高め、効率的・効果的な事業実施による区民サービスの向上を目指すとともに、所管部課において今後の支援の参考資料として活用する。

4 外部評価

- (1) 専門的知見を有し、公正かつ中立な立場から、行政評価の客観性の確保、評価制度の充実を図ることを目的として、杉並区外部評価委員会による外部評価を実施する。
- (2) 評価対象となる施策・事業・団体については、外部評価委員会において選定する。
- (3) 評価をより効果的に行うため、施策評価について所管課ヒアリングを実施する。

5 平成28年度行政評価スケジュール(別紙参照)

平成28年5月 職員向け説明会(行政評価、行政評価システム操作)
行政評価システムによる行政評価開始
8月 第1回外部評価委員会

行政評価におけるシステム活用と課題について

1. 行政評価システム導入効果

行政評価システムについては、行政評価の一連の作業について正確性と効率性を確保し、各年次の決算説明資料である区政経営報告書への適切な反映を可能とすることを目的とし、平成 26 年度にシステム構築を行い、平成 27 年度から本格稼動いたしました。

システムを導入したことによる効果等は、以下のとおりです。

	効果等
①	従前の方法（Excel ファイルでの評価表作成）と比較して、財務データとの連携等、事前準備作業における正確性・効率性が向上した。
②	従前の方法（Excel ファイルでの評価表作成）と比較して、各評価表の作成・修正過程における最新版の管理が容易となった。
③	所管での評価作業の効率化が図られ、作業時間が短縮された。
④	照会機能により、他係・他課の評価表を踏まえた評価が可能となった。
⑤	過去の評価データの適切かつ有効な管理が可能となった。

2. 行政評価における今後の課題

システム導入により、評価作業の正確性や効率性が向上しており、評価内容の区政経営報告書への適切な反映という導入目的はほぼ達成しております。

しかし、PDCAサイクルに基づく事業運営を進めるためには、過去の事業費や指標等の評価データの分析を踏まえて、評価内容を今後の施策や事務事業へ反映させることが必要ですが、十分に行われていないのが現状です。

今後は評価データの経年変化の具体的な分析手法や活用方法を検討していきます。

また、評価作業時間の短縮化に伴い生じた時間を職場内での行政評価の議論へどのように結びつけるか、職員の行政評価に対する意識をいかに高めていくかが課題となっています。

平成 28 年度外部評価の進め方について（案）

1 外部評価の対象

(1) 施策評価＝32 施策（施策を構成する事務事業＝456 事業）

資料 9（1 ページ）

※対象外とする施策

・26 年度、27 年度に評価した 12 施策

参考 25 年度に評価した 10 施策

(2) 事務事業評価＝施策を構成しない事務事業（201 事業）

資料 9（2～5 ページ）

※対象外とする事務事業

・25 年度～27 年度に評価した 13 事業

・簡易な評価（内部管理、施設の維持管理等）を行った 80 事業

(3) 財団等経営評価

資料 9（5 ページ）

6 団体のうち、26 年度、27 年度に外部評価を実施した 4 団体を除き、障害者雇用支援事業団、杉並区シルバー人材センターの 2 団体から 1～2 団体を選定する。

〈委員一人の担当（27 年度）〉

・施策評価は、1～2 施策（6 施策）

・財団等経営評価または施策を構成しない事務事業のいずれかを担当（2 団体・2 事業）

2 評価方法

(1) 施策については、評価前に所管課ヒアリングを実施する。

・10 月末～11 月始めに、外部評価委員会で実施。

・1 施策について 50 分程度（説明 10 分、質疑 35 分、まとめ 5 分）

・区側の出席者＝施策担当課長、施策に含まれる事業の所管課長、財団等経営評価所管課長

(2) 担当委員が作成した評価案について、委員会で確認し、決定する。

3 外部評価委員会スケジュール(案)

※ ↓ は委員の作業期間

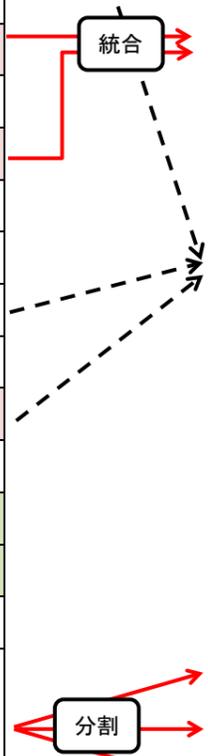
	外部評価	入札監視	区の実施 (参考)
6月			○行政評価(5~7月) ○財団等経営評価(6~8月)
7月			○区政経営報告書原稿作成
8月	○外部評価委員会 ・28年度外部評価の進め方		
9月	外部評価対象施策等の決定		・実行計画パブリックコメント(9/1~30) ・基本構想実現のための区民懇談会 ○区政経営報告書発行(上旬) ○経営評価報告書速報版発行(中旬)
10月	○外部評価委員会 ・所管課ヒアリング	入札監視資料を 委員に送付 ↓ 入札監視 対象の選定 ↓ 案件決定	○行政評価報告書、経営評価報告書発行(下旬) 行政評価表データ(USBメモリー)、外部評価対象施策等の評価表送付
11月	○外部評価委員会 ・所管課ヒアリング 評価表作成		・実行計画策定
12月	○外部評価委員会 ・入札監視		
1月			●外部評価に対する対処方針作成
2月	○外部評価委員会 ・外部評価まとめ 総括意見		
3月	外部評価委員会報告書完成(下旬)		

評価対象施策等一覧

1 計画の体系と施策を構成する事務事業

目標	外部評価実施年度	平成24～26年度の施策体系 (27年度評価対象施策)
1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち	26	施策1 災害に強い防災まちづくり
	25	施策2 減災の視点に立った防災対策の推進
	27	施策3 安全・安心の地域社会づくり
2 暮らしやすく快適で魅力あるまち		施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備
		施策5 良好な住環境の整備
	25	施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり
	26	施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興
3 みどり豊かな環境にやさしいまち	25	施策8 水とみどりのネットワークの形成
	26	施策9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり
	25	施策10 ごみの減量と資源化の推進
	26	施策11 環境を大切にす生活スタイルの促進
4 健康長寿と支えあいのまち		施策12 いきいきと暮らせる健康づくり
	25	施策13 地域医療体制の整備
		施策14 健康危機管理の推進 施策廃止
		施策15 高齢者のいきがい活動の支援
	26	施策16 高齢者の在宅サービスの充実
	25	施策17 要介護者高齢者の住まいと介護施設の整備
	27	施策18 障害者の社会参加と就業機会の充実
	27	施策19 障害者の地域生活支援の充実
25	施策20 支えあいとセーフティネットの整備	
5 人を育み共につながる心豊かなまち	25	施策21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
		施策22 保育の充実
		施策23 障害児支援の充実
	27	施策24 子ども・青少年の育成支援の充実
	25	施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進
		施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進
		施策27 学校教育環境の整備・充実
	26	施策28 地域と共にある学校づくり
	27	施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり
	25	施策30 文化・芸術の振興
	27	施策31 交流と平和、男女共同参画の推進
		施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

外部評価実施年度	平成27年度からの施策体系 (28年度から評価する施策)	事業数計456	主な事務事業	施策担当課
26	施策1 災害に強い防災まちづくり	12	防災まちづくり、耐震改修促進、水害多発地域対策の推進、橋梁の長寿命化と補強・改良、水防対策、雨水流出抑制対策等工事助成 など	建築課
25	施策2 減災の視点に立った防災対策の推進	9	防災意識の高揚、防災施設整備、防災行政無線デジタル化整備 など	防災課
27	施策3 安全・安心の地域社会づくり	11	防犯対策の推進、通学路の設置管理 など	危機管理対策課
	施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備	19	ユニバーサルデザインのまちづくり推進、鉄道連続立体交差の推進、道路台帳の整備②、狭あい道路拡幅整備、公園のリニューアル② など	都市計画課
	施策5 良好な住環境の整備	16	区営住宅の住環境整備、住宅施策の推進 など	住宅課
25	施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	5	観光促進、景観まちづくり、都市再生事業、多心型まちづくりの推進 など	まちづくり推進課
26	施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	10	中小企業支援、商店街支援、農業の支援・育成、就労支援 など	産業振興センター
25	施策8 水とみどりのネットワークの形成	12	水辺環境の整備、公園等の整備、みどりを育てる、みどりを守る など	みどり公園課
26	施策9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり	10	杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進、環境配慮行動の推進、自然環境の保全 など	環境課
25	施策10 ごみの減量と資源化の推進	8	ごみの減量と資源化の推進、ごみ運搬の中継業務、ごみ・資源の排出の適正管理 など	ごみ減量対策課
	施策11 いきいきと暮らせる健康づくり	27	住民参画の健康なまちづくり、保健センター健康講座、がん検診、精神保健・難病対策①、がん対策の推進、健康づくり推進活動 など	健康推進課
25	施策12 地域医療体制の充実 ※施策2,14,16から移行あり	10	災害時医療体制の充実、在宅医療・介護連携推進 など	健康推進課
	施策13 高齢者の社会参加の支援	13	長寿応援ポイント事業 など	高齢者施策課
26	施策14 高齢者の地域包括ケアの推進	34	安心おたっしや訪問、高齢者配食サービス、高齢者緊急安全システム、地域包括支援センターの運営管理、地域認知症ケアの推進 など	高齢者在宅支援課
25	施策15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	10	特別養護老人ホーム等の建設助成、認知症高齢者グループホームの建設助成、特別養護老人ホーム等用地整備 など	高齢者施策課
27	施策16 障害者の社会参加と就業機会の充実	24	障害者の社会参加支援、公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団、障害者の就業支援事業①、障害者スポーツ等支援 など	障害者生活支援課
27	施策17 障害者の地域生活支援の充実	28	障害者の日常生活支援、障害福祉事業者支援・指導、障害者の権利擁護の推進、障害者相談支援、地域移行促進事業 など	障害者施策課
25	施策18 地域福祉の充実	25	災害時要配慮者支援対策、生活困窮者等自立促進支援事業 など	保健福祉部管理課
	施策19 地域における子育て支援の推進	10	ひととき保育の運営①、児童健全育成事業①、子どもセンターの運営、(仮称)子ども子育てプラザ和泉の整備 など	子育て支援課
25	施策20 妊娠・出産期の支援の充実	7	母子に関する相談・講座等 など	
	施策21 子育てセーフティネットの充実	15	母子家庭等自立支援、子ども家庭支援センター相談事業、児童虐待対策、ひとり親家庭等支援 など	
	施策22 就学前における教育・保育の充実	33	認証保育所運営、家庭福祉員、保育施設の改修、杉並区保育室の整備、保育施設建設助成、保育施設の整備、下高井戸保育園の改築 など	保育課
	施策23 障害児支援の充実	11	こども発達センター療育相談・指導、重症心身障害児通所事業、障害児施設の整備 など	障害者施策課
27	施策24 子ども・青少年の育成支援の充実	12	児童健全育成事業②、次世代育成基金の運営、(仮称)子どもプレーパーク事業、和泉学童クラブの移転整備、学童クラブの整備 など	児童青少年課
25	施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進	17	学校教育への支援①、学校支援教職員、就学前教育、小学校の運営管理、中学校の移動教室 など	済美教育センター
	施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進	9	特別支援教育、児童・生徒の健康推進、教育相談等運営、学校教育への支援②、ネット被害の防止 など	特別支援教育課
	施策27 学校教育環境の整備・充実	16	情報教育の推進、学校教育への支援③、小学校空調設備整備、小中一貫校の施設整備(新泉・和泉地区)、小中一貫校の施設整備(高円寺地区) など	学校整備課
26	施策28 地域と共にある学校づくり	3	新しい学校づくりの推進、地域運営学校等推進 など	学校支援課
27	施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	23	図書館運営、次世代型科学教育の推進、スポーツ推進計画、妙正寺体育館の改築、永福体育館の移転改修 など	生涯学習推進課
25	施策30 文化・芸術の振興	3	文化・芸術の振興 など	文化・交流課
27	施策31 交流と平和、男女共同参画の推進	8	地方創生交付金事業、平和事業の推進、国際・国内交流の推進 など	区民生活部管理課
	施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成	6	地域住民活動の支援、NPO等の活動支援 など	地域課



○全予算事務事業数は645事業。複数の施策にまたがる予算事務事業数は施策ごとに分けて事務事業評価を実施(事業名の後に①②③と表示)したため、評価対象事業数は657。

2 施策を構成しない事務事業(201事業)

○網掛けは24～26年度に外部評価を実施した事業、※は28年度当初予算0円の事業 (単位:千円)

外部評価年度	整理番号	昨年度整理番号	事務事業名	主要事業	簡易な評価	27年度事業費	27年度人件費	27年度総事業費	現担当課名
	004	004	政策経営部の一般管理事務		○	2,364	11,321	13,685	企画課
	005	005	区政運営の総合調整	○		3,159	76,517	79,676	
	006	006	区政経営改革の推進	○		44,790	56,450	101,240	
	007	007	施設整備基金積立金		○	2,097,509	87	2,097,596	
25	008	008	公有地活用推進	○		0	1,137	1,137	
	010	011	予算編成事務			3,754	104,488	108,242	財政課
	011	012	財政調整基金積立金		○	3,667,325	87	3,667,412	
	012	013	減債基金積立金		○	403,844	87	403,931	
	103	104	中小企業勤労者福祉事業会計繰出金		○	12,388	87	12,475	
	135	137	国民健康保険事業会計繰出金		○	5,770,592	87	5,770,679	
	136	138	国民健康保険財政基盤安定繰出金		○	2,242,675	87	2,242,762	
	173	175	介護保険事業会計繰出金		○	5,616,350	87	5,616,437	
	174		介護保険低所得者保険料軽減繰出金		○	78,342	87	78,429	
	175	176	後期高齢者医療事業会計繰出金		○	4,676,380	87	4,676,467	
	176	177	後期高齢者医療財政基盤安定繰出金		○	692,214	87	692,301	
	564	572	特別区債元金償還金		○	2,385,298	87	2,385,385	
	565	573	特別区債利子支払		○	324,697	87	324,784	
	566	574	一時借入金利子支払		○	0	0	0	
	567	575	起債事務		○	294	1,487	1,781	
	570	578	予備費充当		○	0	0	0	
	613	621	予備費		○	0	0	0	
	643	646	予備費		○	0	0	0	
	652	656	予備費		○	0	0	0	
	657	661	予備費		○	0	0	0	
	013	014	情報システムの運営			1,136,507	308,010	1,444,517	情報政策課
25	014	015	情報公開・個人情報保護・法規			10,876	106,898	117,774	
25	015	016	情報政策の推進			61,457	83,281	144,738	
	028	029	区施設の保安全管理			31,940	131,495	163,435	営繕課
	029	030	区施設の改修・改良工事			585,858	279,435	865,293	
	031	032	総務部一般管理		○	1,816	3,680	5,496	総務課
	032	033	総務事務			148,306	46,207	194,513	
	033	034	外部監査			0	1,924	1,924	
	034	035	文書事務			32,692	51,354	84,046	
	568	576	特別区競馬組合分担金		○	0	87	87	秘書課
	035	036	秘書事務			3,509	31,927	35,436	
	016	017	職員人事・給与支払事務			49,238	123,644	172,882	人事課
	017	018	共済組合等分担金		○	77,608	14,695	92,303	
	018	019	杉並区職員互助会事業補助		○	25,347	11,964	37,311	
	019	020	非常勤職員社会保険・雇用保険		○	95,970	13,781	109,751	
	020	021	職員福利厚生		○	25,735	13,276	39,011	
	021	022	職員の健康管理			65,699	16,866	82,565	
25	022	023	職員人材育成			27,616	37,341	64,957	
	555	563	議会職員人件費		○	145,400	3,383	148,783	
	556	564	総務職員人件費		○	5,062,427	10,944	5,073,371	
	557	565	生活経済職員人件費		○	3,332,047	7,766	3,339,813	
25	558	566	保健福祉職員人件費		○	14,447,843	10,992	14,458,835	
	559	567	都市整備職員人件費		○	2,622,547	7,766	2,630,313	
	560	568	環境清掃職員人件費		○	2,377,629	7,766	2,385,395	
	561	569	教育職員人件費		○	1,961,171	7,209	1,968,380	
	563	571	嘱託員人件費		○	2,651,024	6,454	2,657,478	
	571	579	国保職員人件費		○	574,252	5,142	579,394	
	572	580	国保嘱託員人件費		○	6,018	263	6,281	
	023	024	区役所本庁舎等維持管理		○	741,120	135,800	876,920	経理課
	024	025	庁有車の管理			108,002	24,054	132,056	
	025	026	契約事務			1,102	93,750	94,852	

○網掛けは24～26年度に外部評価を実施した事業、※は28年度当初予算0円の事業 (単位:千円)

外部評価年度	整理番号	昨年度整理番号	事務事業名	主要事業	簡易な評価	27年度事業費	27年度人件費	27年度総事業費	現担当課名
	026	027	財産の取得・維持管理			53,095	33,267	86,362	経理課
	027	028	土地開発公社の事業支援			109,442	9,447	118,889	
26	036	037	区政の広報			168,643	139,163	307,806	広報課
	037	038	広聴活動			41,237	49,488	90,725	区政相談課
25	038	039	区民相談			16,170	24,369	40,539	
	039	040	危機管理体制の強化			4,569	32,276	36,845	危機管理対策課
	049	050	会計・物品管理事務			67,746	152,421	220,167	会計課
	569	577	小切手支払未済償還金		○	0	0	0	
	050	051	選挙管理委員会の運営			18,634	49,158	67,792	選挙管理委員会事務局
	051	052	選挙に関する常時啓発活動			3,075	33,676	36,751	
	052	054	区議会議員選挙			210,306	20,993	231,299	
	053	057	監査委員・事務局の運営			9,976	64,236	74,212	監査委員事務局
	001	001	区議会の運営			137,704	120,769	258,473	区議会事務局
	002	002	区議会議員報酬		○	703,313	2,618	705,931	
	003	003	区議会事務局の運営		○	1,883	8,970	10,853	
	054	058	区民生活部一般管理		○	31,889	16,882	48,771	区民生活部管理課
	055	059	自衛官募集広報事務			31	875	906	
	056	060	公衆浴場の確保対策			9,057	1,749	10,806	
	057	061	外国人学校児童等保護者負担軽減			3,946	1,574	5,520	
	058	062	犯罪被害者支援			1,453	7,499	8,952	
	072	075	保養のための宿泊機会の提供			62,105	16,969	79,074	
	073	076	杉並会館の維持管理		○	93,304	4,986	98,290	
	085	087	杉並区統計書発行			2,399	3,810	6,209	
	086	088	各種統計調査			1,545	10,807	12,352	
	087		国勢調査 ※		○	275,448	85,939	361,387	
	088	089	戸籍事務			61,785	402,110	463,895	区民課
	089	090	住民基本台帳事務			397,813	750,939	1,148,752	
	090	091	印鑑登録事務			3,095	255,883	258,978	
	092	093	区民事務所等の管理・運営		○	62,008	23,879	85,887	
	059	063	自動車臨時運行許可事務			78	4,961	5,039	課税課
	081	083	過誤納還付			250,158	21,705	271,863	
25	082	084	特別区民税、都民税賦課事務			463,477	642,966	1,106,443	
24	083	085	特別区民税、都民税徴収整理事務		○	97,185	416,638	513,823	
	084	086	軽自動車税、たばこ税賦課徴収事務			50,719	37,714	88,433	文化・交流課
	068		お試し移住支援				0		
	551	009	オリンピック・パラリンピックの推進		○	2,120	5,060	7,180	産業振興センター
	653	657	運営管理費			30,795	4,683	35,478	
	654	658	調査研究事業		○	90	1,289	1,379	
	655	659	情報提供事業		○	4,254	3,810	8,064	
	656	660	福祉事業		○	22,384	9,680	32,064	
	107	108	保健福祉部一般管理		○	21,896	32,675	54,571	
	109	110	民生(児童)委員活動			48,985	33,239	82,224	
	110	111	社会福祉協議会に対する助成等			209,279	5,686	214,965	
	131	133	臨時福祉給付金給付事業			483,151	24,043	507,194	
	133	135	保健福祉部国庫支出金返納金		○	309,106	1,312	310,418	
	134	136	保健福祉部都支出金返納金		○	134,791	1,312	136,103	
	163	165	老人保健医療等事務			0	0	0	国保年金課
	172	174	老人保健医療諸費等			116	875	991	
	324	327	国民年金事務			2,632	140,529	143,161	
	573	581	国民健康保険一般事務			408,219	455,992	864,211	
	574	582	国民健康保険運営協議会			277	1,749	2,026	
	575	583	国民健康保険事業趣旨普及			871	4,374	5,245	
	576	584	東京都国民健康保険団体連合会負担金			8,402	1,749	10,151	
26	577	585	国民健康保険一般療養の給付			28,643,254	43,949	28,687,203	
	578	586	国民健康保険退職療養の給付		○	799,548	6,998	806,546	
	579	587	国民健康保険一般療養費の支給		○	630,112	17,494	647,606	

○網掛けは24～26年度に外部評価を実施した事業、※は28年度当初予算0円の事業 (単位:千円)

外部 評価 年度	整理 番号	昨年度 整理 番号	事務事業名	主要 事業	簡易 な 評価	27年度 事業費	27年度 人件費	27年度 総事業費	現担当課名
	580	588	国民健康保険退職療養費の支給		○	13,650	8,747	22,397	国保年金課
	581	589	国民健康保険診療報酬審査・支払手数料		○	113,761	875	114,636	
	582	590	国民健康保険一般高額療養費の支給		○	3,542,359	22,772	3,565,131	
	583	591	国民健康保険退職高額療養費の支給		○	124,201	8,747	132,948	
	584	592	一般被保険者高額介護合算療養費		○	1,708	4,374	6,082	
	585	593	退職被保険者高額介護合算療養費		○	4	437	441	
	586	594	国民健康保険一般移送費の支給		○	41	1,749	1,790	
	587	595	国民健康保険退職移送費の支給		○	0	0	0	
	588	596	出産育児一時金の支給			271,553	8,747	280,300	
	589	597	出産育児一時金支払手数料		○	108	437	545	
	590	598	葬祭費の支給		○	38,710	8,747	47,457	
	591	599	結核・精神医療給付金の支給			36,924	2,187	39,111	
	592	600	老人保健医療費拠出金			0	0	0	
	593	601	老人保健事務費拠出金			281	437	718	
	594	602	前期高齢者納付金			5,186	1,749	6,935	
	595	603	前期高齢者事務費納付金			543	437	980	
	596	604	後期高齢者支援金			8,144,514	1,749	8,146,263	
	597	605	後期高齢者支援金事務費拠出金			528	875	1,403	
	598	606	介護納付金			3,186,155	1,749	3,187,904	
	599	607	高額医療費共同事業医療費拠出金			1,396,254	1,749	1,398,003	
	600	608	国民健康保険財政共同安定化事業事業費拠出金			13,813,387	1,749	13,815,136	
	601	609	高額医療費共同事業安定化事業事務費拠出金			0	0	0	
	602	610	国民健康保険財政共同安定化事業事務費拠出金			0	0	0	
	603	611	その他共同事業拠出金			8	437	445	
	606	614	国民健康保険一般過誤納保険料の還付			110,991	17,494	128,485	
	607	615	国民健康保険退職過誤納保険料の還付		○	1,168	8,747	9,915	
	608	616	国民健康保険国庫支出金等返納金			314,734	437	315,171	
	609	617	国民健康保険小切手支払未済償還金		○	0	0	0	
	610	618	国民健康保険一般療養給付費等還付金 ※			4	437	441	
	611	619	国民健康保険一時借入金利子		○	0	0	0	
	612	620	国民健康保険延滞金		○	0	0	0	
	644	647	後期高齢者医療一般事務			121,116	134,990	256,106	
	645	648	葬祭費の支給			192,780	4,779	197,559	
	646	649	広域連合分賦金		○	11,352,511	7,872	11,360,383	
	648	651	後期高齢者医療保険保健事業			2,414	875	3,289	
	649	653	保険料の還付			14,754	13,121	27,875	
	650	654	諸収入返納金		○	5,750	437	6,187	
	651	655	一般会計繰出金		○	275,574	437	276,011	
	614	622	介護保険一般事務			214,746	41,408	256,154	
	615	623	介護認定審査会			63,805	121,369	185,174	
	616	624	介護認定調査			289,391	88,698	378,089	
	618	626	介護サービス費等の支給			30,321,613	20,148	30,341,761	
	619	627	介護予防サービス費等の支給			2,013,706	17,524	2,031,230	
	620	628	介護報酬審査支払手数料			41,318	875	42,193	
	621	629	特定入所者介護サービス費等の支給			780,147	28,301	808,448	
	622	630	高額介護サービス費等の支給			760,873	16,619	777,492	
	623	631	高額医療合算介護サービス等給付費			126,535	8,747	135,282	
	624	632	介護保険給付費準備基金の積立		○	937,875	1,749	939,624	
	628		総合事業費精算金 ※			80	87	167	
	637	640	過誤納介護保険料の還付			7,181	2,043	9,224	
	638	641	介護保険事業会計国庫支出金等返還金		○	459,211	1,749	460,960	
	639	642	介護保険事業会計小切手支払未済償還金		○	0	0	0	
	640	643	介護保険事業会計一時借入金利子		○	0	0	0	
	641	644	介護保険事業会計延滞金		○	0	0	0	
	642	645	一般会計繰出金 ※		○	89,441	1,312	90,753	
	295	299	子育て世帯臨時特例給付金給付事業 ※			119,695	9,535	129,230	子育て支援課

○網掛けは24～26年度に外部評価を実施した事業、※は28年度当初予算0円の事業 (単位:千円)

外部評価年度	整理番号	昨年度整理番号	事務事業名	主要事業	簡易な評価	27年度事業費	27年度人件費	27年度総事業費	現担当課名
	126	127	更生事業等			1,339	4,967	6,306	児童青少年課
25	325	328	保健所一般事務		○	6,488	4,148	10,636	健康推進課
	365	373	都市整備部一般管理		○	8,625	21,479	30,104	都市計画課
	366	374	都市計画審議会運営			1,176	7,960	9,136	
	391	398	建築審査会運営			1,622	8,358	9,980	
	397	404	日照等調整事務			743	29,746	30,489	
	378	386	まちづくり景観審議会の運営			974	6,123	7,097	まちづくり推進課
	392	399	既存建築物等の適正管理指導			3,554	42,762	46,316	建築課
	393	400	建築物等情報の整備及び提供			6,893	34,171	41,064	
	394	401	建築確認指導			522	154,974	155,496	
25	396	403	違反建築物取締			482	48,049	48,531	
	395	402	開発許可及び道路位置の指定事務			524	54,581	55,105	土木管理課
	400	406	屋外広告物許可・取締			837	13,995	14,832	
	406	412	建設工事統計調査			252	5,248	5,500	
	407	413	がけ・擁壁改善資金融資			6	1,225	1,231	
	409	415	道路認定改廃			347	53,958	54,305	
	410	416	道路等の管理区域確定			25,031	32,364	57,395	
	411	417	占用・使用許可、取締			5,272	76,769	82,041	
	421	426	道路掘さく復旧			60	5,248	5,308	
	451	453	環境部一般管理		○	1,752	16,285	18,037	環境課
	460	463	放射能対策			678	4,139	4,817	ごみ減量対策課
	468	470	清掃一部事務組合分担金等		○	1,746,345	3,183	1,749,528	
	467	471	収集作業の安全管理			10,377	21,255	31,632	杉並清掃事務所
	472	475	杉並区教育委員会の運営			17,662	49,227	66,889	庶務課
	477	480	教育委員会事務局の庶務事務		○	9,257	20,536	29,793	
	479	482	学校人事・給与事務			915,307	51,866	967,173	
	480	483	学校職員福利厚生			6,673	4,961	11,634	
	562	570	学校職員人件費		○	2,377,593	17,494	2,395,087	
	486	489	教育職員人事事務			2,471	51,432	53,903	
26	483	486	高校生奨学資金貸付			52,369	10,846	63,215	学務課
	485	488	学校職員の健康管理			39,323	1,989	41,312	生涯学習推進課
	492	497	児童・生徒災害共済給付			24,020	4,267	28,287	
	476	479	学校跡地活用事業			100,149	8,747	108,896	
	495	502	教職員の研修			4,715	4,374	9,089	済美教育センター

※27年度に評価対象であった「公共施設予約システム等維持管理」「ごみ運搬の中継業務」の2件は、施策体系の変更に伴い、「施策を構成する事務事業」となっています。

3 財団等経営評価

経営評価実施団体	外部評価実施				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団		○			
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	○			○	
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○		○		
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	○				
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○		○		
杉並区交流協会	○			○	